
令和7年大和町議会9月定例会議会議録

令和7年9月1日(月曜日)

応招議員(16名)

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	楢田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

出席議員（16名）

1番	本田 昭彦君	9番	馬場 良勝君
2番	佐野 瑠津君	10番	今野 信一君
3番	宮澤 光安君	11番	渡辺 良雄君
4番	平 渡亮君	12番	楢田 雅之君
5番	櫻井 勝君	13番	堀籠 日出子君
6番	森 秀樹君	14番	大須賀 啓君
7番	佐々木 久夫君	15番	児玉 金兵衛君
8番	犬飼 克子君	16番	今野 善行君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野俊彦君	健康推進課長	大友徹君
副町長	千葉喜一君	農林振興課長	阿部晃君
教育長	八巻利栄子君	商工観光課長 兼企業立地 推進室長	星正己君
代表監査委員	内海義春君	都市建設課長	江本篤夫君
総務課長兼 危機対策室長	児玉安弘君	上下水道課長	亀谷裕君
まちづくり 政策課長	遠藤秀一君	会計管理者 兼会計課長	丹野俊宏君
財政課長	佐々木克敏君	教育総務課長	菊地康弘君
税務課長	青木朋君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
町民生活課長	吉川裕幸君	税務課 徴収対策室長	阿部友紀君
子ども家庭課 長兼こども家庭センター長	小野政則君	公民館長	村田晶子君
福祉課長	早坂基君		

事務局出席者

議会事務局長	村田充穂	主任	櫻井郁也
主事	佐藤みなみ		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前 9時58分 開会

議長 (今野善行君)

ただいまから、令和7年大和町議会9月定例会議を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」

議長 (今野善行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番槻田雅之君、13番堀籠日出子さんを指名します。

日程第2 「議会期間の決定について」

議長 (今野善行君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から9月16日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、今定例会議の議会期間は本日から9月16日までの16日間に決定しました。

「諸般の報告」

議長 (今野善行君)

諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、町長より行政報告があります。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

おはようございます。それでは、よろしくお願ひいたします。

本日ここに、令和7年大和町議会9月定例会議の再開に当たり、行政報告を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、この夏は、東北地方南部は7月18日頃に梅雨が明けたとの発表があり、平年より6日、前年より14日早い梅雨明けとなりました。今年は全国的に梅雨期間が短く、降水量も平年を下回る地域が多く見られ、鳴子ダムでは1994年以来31年ぶりに貯水率が0%に達するなど、記録的な水不足の夏となりました。また、梅雨明け後は暑い日が続き、全国的に40度を超える災害級の暑さや熱中症警戒アラートについて連日報道され、県内でも最高気温が35°Cを超える日が10日間以上観測されるなど、猛暑の夏でもありました。

連日異常気象に関するニュースが取り沙汰される中、本町におきましては高温と少雨の影響により、出穂期の稻作や野菜栽培等への影響が出ないか大変心配される状況でしたが、幸いにも大きな影響は出ていないようでありましたので安堵しているところでございます。

一方、このような暑さの中、8月3日に開催いたしました町制施行70周年記念事業「第31回まほろば夏まつり」は、総合運動公園を会場とした初めての開催となりましたが、町内外から6,000人を超える方々にご来場いただき、大きな賑わいとなりました。

野外ステージでは、「さかえ里美」や「けっぱって東北」の歌のステージをはじめ、「七ツ森太鼓」や「まほろばよさこい」、特に「よしもとお笑いライブ」時には満席となり大変な盛り上がりを見せておりました。同時開催であります「商工まつり」も大きな賑わいを見せ、今年のフィナーレは「まほろば夢花火」と「町制施行70周年記念ドローンショー」のコラボレーションによるもので、会場からも大きな拍手や歓声が沸いておりました。炎天下での開催にもかかわらず、大きな事故もなく盛会のうちに終了できましたことは、出演者、ボランティア、ご協賛でのご協力等、関係者皆様のご支援の賜物とあらためて感謝申し上げるところであります。

次に、町内立地企業の動向についてご説明を申し上げます。

旭陽電気株式会社様におかれましては、去る7月30日に宮城第二工場の起工式を行いました。新工場は鉄筋7階で、延べ床面積約8,800平方メートルで、クリーンルームのほか設計室や人材育成のための製造トレーニングルームも備えており、投資額は約50億円で生産能力は第一・第二工場を合わせて現在の約3倍になると見込まれ、令

和8年11月の完成を予定しております。

また、東北計器工業株式会社様におかれましては、令和5年から建設をしておりました新社屋が完成し、第2世代スマートメーターの生産体制の構築が進んでいるところであります。両社様の更なる躍進をご祈念申し上げます。

次に、吉岡西部土地区画整理事業につきましてご報告申し上げます。

造成工事につきましては、道路などのインフラ整備や宅地造成が計画どおりに進んでおり、令和7年8月末現在の進捗率は47%を超えて、区域内移転者の建築工事も始まるなど順調に推移しております。

また、土地区画整理事業地内を通る都市計画道路北四番丁大衡線につきましても、当事業による整備の推進とともに、宮城県が施工いたします吉岡大衡工区が着工されるなど、黒川消防本部庁舎も令和8年4月の開署に向け順調に進捗しているところでありますので、引き続き情報を共有しながら早期完成に向け協力してまいります。

次に、たいわ七ツ森健康ポイント n a n a p o 事業についてご報告申し上げます。

町民一人一人の健康意識の向上と健康的な生活習慣の定着化を目指し、新たな健康づくり事業として今年7月からスタートいたしました「たいわ七ツ森健康ポイント n a n a p o 」につきましては、事業開始から1か月が経過をし、40代、50代を中心に500人を超える方々に参加のご登録をいただいております。本事業がスマートフォンアプリを通して、楽しみながら健康的な行動を実践できるよう、今後も同事業のPRを積極的に行うとともに、さらに多くの方に参加していただけるような事業の創意工夫と魅力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和7年度の普通交付税でございます。

7月29日、総務省は各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定をし、令和7年度普通交付税の算定結果等を公表いたしました。同算定結果では、本町は3年ぶりに普通交付税の交付団体となり、今年度は1億1,976万7,000円が交付されることとなりました。

交付決定に至った主な要因といたしましては、給与改定等に係る人件費の増や物価高への対応、吉岡小学校改築費など基準財政需要額として計上された一方、町税収入の実績等を踏まえた基準財政収入額が減少したことにより、基準財政需要額が基準財政収入額を上回り、令和7年度は交付に至ったものであります。ここ数年は人件費や物価が上昇する一方で、町民税収入が減少傾向にあり厳しい財政運営を強いられている状況から、今後も引き続き職員一丸となり歳出削減に努めながら信頼される健全な財政運営を図ってまいります。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第63号は、大和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定といたしまして、子ども・子育て支援法の一部改正により、乳児等通園支援事業が創設されましたことから、同事業を令和8年度から実施するため、必要な事項を定めた条例を制定するもの。

議案第64号は、大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う人事院の措置を踏まえ、仕事と育児の両立支援等のため、所要の改正を行うもの。

議案第65号は、大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業取得の多様化を実現するため、所要の改正を行うもの。

議案第66号は、大和町生活改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、八志田・沢渡生活改善センターの老朽化に伴い、施設の解体に向け所要の改正を行うもの。

議案第67号は、大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、宮床及び吉田子育て支援住宅の戸数増加に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号から議案第74号までの一般会計ほか6特別会計等補正予算についてご説明申し上げます。

議案第68号の一般会計につきましては、補正予算額3億7,466万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を148億2,883万8,000円とするものであります。

歳出につきまして、主なものについて申し上げます。

議会費につきましては、議会で使用しているA p p l e P e n c i l の更新に要する費用を計上しております。

総務費では、ふるさと寄附事業費に要する費用のほか、自治体情報システムの標準化に対応するためO C R 読み取りシステムの改修を行う費用を計上しております。

民生費では、令和6年度低所得者利用負担軽減対策補助金の額確定に基づく償還金を計上するため、障害福祉サービスのシステム改修を行う費用を計上しております。

農林水産業費は、防災重点ため池整備事業計画作成に係る経費のほか、大型特殊自動車運転免許取得補助の申請者増に対する補助費用及び環境保全型農業直接支払交付

金の単価増に対する費用を追加計上しております。

商工費では、四十八滝運動公園及びあさひな湖畔公園に遊具を設置するための経費を追加するもの。

土木費では、道路等維持管理用施設用地として使用する土地について雨水貯留浸透施設が必要となったために委託費及び工事請負費を計上するほか、除雪費、立地適正化計画策定業務費及び西原第三住宅1棟の解体費用などを計上しております。

消防費では、町道もみじヶ丘幹線4号線の改良工事に伴い、支障となる消火栓2基の移設費用及びJアラート受信機の更新費用を計上しております。

教育費では、鶴巣教育ふれあいセンターの高架水槽揚水管の修繕及び三ヶ内レクリエーション広場敷地の分筆登記に関する費用のほか、学校給食センターの除害施設膜カートリッジの交換費用を計上しております。

災害復旧費につきましては、令和7年5月31日に発生しました豪雨による災害復旧事業に関する費用を計上しております。

これら以外に、人事異動によります人件費の調整として、人件費計上費目の補正と関連する会計間の繰出金の調整を行っております。

以上が歳出の主なものですが、これらの経費に充てます財源といたしましては、地方特例交付金689万円、普通交付税1億1,976万7,000円、デジタル基盤改革支援事業費6,243万9,000円及びふるさと寄附金8,500万円などをもって措置するものであります。

また、議案第69号以下の特別会計におきましても人件費調整を行ったほか、議案第69号の国民健康保険事業勘定特別会計及び議案第71号の後期高齢者医療特別会計につきましては、子ども・子育て支援金制度システム改修に係る費用を、議案第70号の介護保険事業勘定特別会計につきましては、令和6年度分の介護保険給付費の確定による償還金を計上しております。なお、議案第72号の吉岡西部土地区画整理事業特別会計につきましては、人件費のみの補正となっております。

議案第73号の下水道事業会計につきましては、下水道汚水・雨水施設の修繕及び総合地震対策工事マンホール継手耐震化実施設計業務に係る費用の追加による増額のほか、議案第74号の水道事業会計では施設整備・給配水管漏水等修繕工事費用等を追加するものであります。

議案第75号は、令和7年度大和町立吉岡小学校外構工事請負契約について、議案第76号は、町有財産の処分について議決をお願いするものであります。

認定第1号から第11号は、令和6年度各種会計決算であります。

予算編成につきましては、地方財政計画の内容を踏まえ、国の取組と歩調を合わせながら町税を中心とした収入見込みと性質別歳出の見込みを考慮し、令和6年度から8年度までの中期財政見通しを作成し、第五次総合計画に基づく単年度ごとの政策、事業執行に加え、複数年度に渡る町課題への計画的な対応を図ることとしたものであります。当初予算227億7,754万円に年度中の補正額2億2,695万円と、令和5年度からの繰越額16億8,706万円を加え、令和7年度への繰越額9億9,296万円を減じた236億9,859万円が決算対象額となるものであります。

最終予算に対する収入済額及び支出済額の比率は、歳入が96.6%、歳出が93.4%となっております。

個別会計ごとに一般会計の歳入決算額は173億6,511万円で対予算比101.5%、対する歳出決算額は166億9,310万円で対予算比97.6%となりました。形式収支は6億7,201万円となり、繰越財源3億4,232万円を差し引いた実質収支額3億4,091万円のうち1億8,000万円を財政調整基金に繰り入れすることとしております。

国の決算統計に基づく普通会計、言えば一般会計、奨学事業特別会計及び吉岡西部土地区画整理事業特別会計の主なものを見ますと、町税収入は63億5,786万円で前年度と比較して1億5,190万円の増となりました。これは、町民税が個人・法人を合わせて前年度より3億1,124万円減となったものの、一方で固定資産税が4億5,261万円の増となったことによるものであります。

また、地方交付税のうち普通交付税は不交付となりました。特別交付税は除融雪経費の増加などにより1億9,523万円の交付となり、震災復興特別交付税は復興特区の固定資産税の減免額の一部が、同交付税として算定され3億418万円となりました。地方交付税全体では4億9,941万円となり、前年度と比較をして1億4,066万円の減となっております。

国庫支出金は、34億3,409万円、前年度比133.1%で前年度より8億5,445万円の増となりましたが、これは教育費国庫補助金で吉岡小学校改築事業に要した費用等の増加が大きかったことが要因であります。県支出金は9億4,147万円、前年度比106.5%となりました。

町債は、23億6,410万円、前年度比107.1%となり、前年度より1億5,600万円の増となりました。大きな要因といたしましては、固定資産税の増に伴い減収補填債は前年度より10億2,110万円の減となったものの、一方で吉岡小学校改築事業の完了に伴い、小学校債13億140万円を借入したことなどから、前年度より増となったものであります。

この結果、自主財源と依存財源の構成比は51.5%対48.5%と前年度と同程度の推移となったほか、歳入全体では177億6,733万円となり、前年度と比較して20億233万円、対前年度比112.7%の増収となったところであります。

次に、普通会計の歳出を性質別経費について見ますと、人件費は16億9,704万円、前年度比109.3%、扶助費は29億7,977万円、前年度比99%、公債費は6億529万円、前年度比99%で、これら3経費合計の義務的経費につきましては、52億8,210万円、前年度比102.1%となり、歳出全体に占める割合は30.9%で前年度より5.3ポイント減少しております。

次に、投資的経費は48億2,846万円、前年度比198.3%と約23億9,388万円の増となりましたが、これは吉岡小学校改築事業、子育て支援住宅の新築工事、竪垣橋や魚板橋などの橋梁補修、まほろばホール長寿命化改修事業などが大きな要因であります。

物件費は29億728万円、前年度比107.4%、維持補修費は3億7,331万円、前年度比144.4%、除融雪業務の増加や物価上昇が主な要因となっております。

補助費等は23億1,161万円、前年度比103.6%となっております。積立金は1億3,193万円、対前年度比39.1%、投資及び出資金につきましては2億2,921万円、対前年度比90%、貸付金は約1,700万円の増加、繰出金は吉岡西部土地区画整理事業特別会計への繰出金の増加によるものであります。

以上が一般会計及び普通会計決算の概要ですが、このほか国民健康保険事業勘定特別会計をはじめ、各種会計も全て黒字決算の状況となっております。それぞれの会計の独立性や受益者負担の原則を意識しながら、各特別会計の健全運営を図ることが必要であると考えております。

報告第19号は、令和6年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、監査委員の審査を受け報告いたすものであります。

以上が提出しております議案の概要ですが、今会議期間中に補正予算及び人事案件を追加させていただく予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

何とぞご審議をいただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。それではよろしくお願いいたします。

議 長 (今野善行君)

以上で、町長の行政報告を終わります。

日程第 3 「一般質問」

議 長 (今野善行君)

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

改めましておはようございます。

それでは、9月議会一般質問を開始していきたいと思います。通告に伴いまして一般質問を開始いたします。

1件目でございます。

森林環境譲与税の活用についてお尋ねをいたします。

令和元年度より交付が開始された森林環境譲与税は、地域の森林整備や担い手育成、木材の利用促進などを目的としております。本町で効果的に活用できているか、以下の点についてお尋ねをいたします。

1要旨、これまでの交付の総額及びどのような事業に使用されたか。

2要旨、公共施設等への地元産木材の利用実績は。

3要旨、民有林所有者、私有林ですね、意向調査等は行ってございますが、整備には至っていない状況でございます。今後の実施計画等の考えをお尋ねをいたします。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、よろしくお願ひいたします。

馬場良勝議員の森林環境譲与税の活用についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、森林環境税につきましては、森林の適正な管理や保全を推進するために、森林整備等に必要な地方の財源を安定的に確保する観点から、平成31年4月1日に施行された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、令和6年度から国内に住所のある個人に対して、個人住民税均等割と併せて年税1,000円を課税しているものであります。

また、森林環境譲与税につきましては、森林環境税の9割、1割は都道府県となります。その内、私有林人工林面積約50%、農林業就業者数これが20%、人口割で30%を基に配分されておりましたが、令和6年度の税制改正によりまして私有林人工林の面積割が55%、林業就業者数が20%、そして人口割のところが25%と配分の見直しがなされ、各市町村に交付されているものでございます。

1要旨目の、これまでの交付の総額及びどのような事業に使用されたかにつきましては、令和元年度から令和6年度までに総額1億3,331万円の交付がありまして、主な事業につきましては、民有林の経営管理について森林所有者の意向を確認するための意向調査に638万円のほか、林道滝ノ原蘭山線の道路修繕工事や舗装新設工事に3,479万1,000円、県営林道七ツ森湖泉ヶ岳線の整備負担金に3,730万5,000円、林道橋梁補修に伴う実施設計費や工事費に3,496万6,000円充当し、森林整備に必要となる路網整備を実施しているところであります。

また、森林環境譲与税の使途につきましては、毎年、森林環境譲与税活用検討委員会を開催をし、活用方法を検討しながら事業を実施しているところであります。

次に、2要旨目の公共施設等への地元産木材の利用実績はについてであります。宮床、吉田、鶴巣、落合地区に建設いたしました、子育て支援住宅の梁桁や筋交い等の構造材のほか、お便りボックスやげた箱などに使用しております。令和6年度に建築をした吉田地区子育て支援住宅2棟の平均は、主要構造体13立方メートルのうち、県産材が約4.9立方、率にしますと37.7%、町産材の利用が約8.1立方メートル、62.3%という実績になっております。

最後に、3要旨目の民有林所有の意向調査等は行っているが整備には至っていない。今後の実施計画等の考えはについてですが、民有林意向調査につきましては、経営管理が行われていないと判断をした民有林914ヘクタールのうち、令和3年度、令和4年度のほうへ明許縦越しておりますけれども、これにつきましては、吉田地区の南川ダム周辺、令和4年度、令和5年度へ明許縦越、この額が宮床地区の宮床ダム周辺、令和5年度、令和6年度へ明許縦越、これにつきましては落合報恩寺、三ヶ内、松坂地区での調査を実施をしております。この中で、民有林所有者へのアンケート調査の結果、今後の森林管理を町に委託したいと考えている面積割合が約40%となりました。当初、民有林の整備につきましては、町農業環境整備事業補助金のように、自分で森林整備や管理を行う意欲のある森林所有者に対して助成する方法を検討しておりましたが、これまでのアンケート調査の結果、町へ委託したいと考えている森林所有者の割合が多いことから、森林所有者から町に対して経営管理権を設定申出があった森林

については町が経営管理権の設定を行い、林業経営に適している森林は林業経営者に管理を再委託し、林業経営に適さない森林は町が管理する方向で考えております。

現在、吉田地区において、宮城県仙台地方振興事務所のご指導をいただき、集積計画策定に伴う現地調査を行い、森林の現状について把握を行っているところでありますと、その結果を踏まえ、集積計画を策定し町事業として除・間伐などの森林整備を行うこととしております。その後に、ほかの地区におきましても同様に集積計画を策定をし、適正な森林整備を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（今野善行君）

馬場良勝君。

9番（馬場良勝君）

それでは、ご答弁に基づきまして再質問を開始したいと思います。

まず、この森林環境譲与税の創設目的というか、概要というか、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点からという大枠ですね、大枠の下に創設されたものと。今ご答弁にありました、昨年からですか、復興増税に替わってなんですかね、1人当たり1,000円ということで徴収をされているわけでございます。今年度でいうと600億円ぐらいの予算になっているのかなと思います。

では、ご答弁に基づいてお尋ねをしたいと思いますが、森林環境譲与税そもそも私も引っかかっていたのは、人口割っていうのがあって、我が町は大体町土の7割が山林。ですが、人口割でいくと人口の多いところに余計配分されるという。ご答弁によりますと6年度の税制改正で30%から25%に変わったということなんですねけれど、この辺の現状についてまず町長のご所見、この人口割の部分についてどのようにお感じになっているかお尋ねをしたいと思います。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

それでは、ただいまの馬場議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

お話をとおり、林業就業者ではなくて、あくまでも人口割というふうになりますと、大都市圏に対して山を持たない、または就業されてないところに多く配分されるところがありました。そういう意味では、県の町村会または全国町村会としても、国会議員の先生方等を通じながら現状の在り方、配分ではちょっとおかしいんではないかというふうなお申立てをさせていただいた結果で、30%から25%に変わった反面、その5%部分が私有林の人工林の面積のほうの割合のほうに増えたという認識でありまして、まずは必要な変更ではなかったのかなというふうな思いがありますのと、この率でいいのかというのと、これはまた今後の検討課題であろうというふうに認識をしております。

以上であります。

議長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

私も同じ認識で、やっぱり逆に言うと私有林の多いところに、できればもっと配分していただいて、そもそも私もこれを聞いたときのが管理されていない私有林を入れするための制度であったのではないかと私も認識をしておりますので、今後、今町長おっしゃったように、今後も引き続きこの部分は働きかけなりっていうんですか、制度の改正なり、続けていっていただきたいと思うところでございます。

その中で1要旨なんですが、私気になったのはこの森林環境譲与税の趣旨の中に人材育成っていうのが入っているんですよ。今町長おっしゃったように林業就業者数というのが、ある程度その配分のポイントになっていると。本町では森林環境譲与税活用検討委員会を開催しているとのことですが、この会議の中で人材育成の議論、それからこの森林環境譲与税が始まつてから人材育成の部分についてのご答弁がなかつたので、その辺、例えば林業従事者がこのぐらい増えましたとか、この譲与税を使ってね、それから検討委員会の中でこういう議論がありましたっていうのがあればお尋ねをしたいのですが。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、ただいまの馬場議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、いろいろ人數的なところ、またはその委員会の内容につきましては、後ほど担当課長のほうからお話をさせていただきたいと思うんですが、就業者数が増える以外に、熊剥ぎの対策の勉強を行ったりですとか、いろいろそういった技術向上に向けた取組も一部されていましたりというふうに認識をしておりますが、具体的な数字、または取組、委員会での内容につきましては担当課長から回答させたいと思います。

議 長 (今野善行君)

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 (阿部 晃君)

それでは、馬場議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、森林環境譲与税の検討委員会なんですかけれども、そちらのほうでは町の3財産区の会長と、あと林業経営者3経営体、そちらの代表者の方と、また副町長が入って実施しておるところでありますけれども、その中であったところでは最初に申したとおり、林業を進める上で必要となる路網整備のほうに最初使っていきましょうというところで始まっておりまして、その後に正業のほうに入っていきたいと思っていたところではありますけれども、人材育成の関係につきましては残念ながらちょっと討論というか、協議の話はなかったように記憶しております。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

ご答弁をいただきました。

あまり話がなかったということで、本来であれば要旨に、趣旨に、森林就業者っていうのかな、なかなか今ほら人材不足でやっぱりどれもどんな業種でもそうなんですけれど、なかなかいない。特に林業というのはやっぱり山に入っていって、大変などこ入ってそういう仕事をしなきゃいけないということで、育てていかなきゃいけないのはこれは大事なことなので、やる人いなければできませんから。今後、そこは検討

委員会でもある程度お話をされたらいいんではないかと思うところでございます。

では、それを踏まえて2要旨に入っていきたいと思うんですが、公共施設、私も子育て支援住宅、今ご答弁でございました最後のほうで建てた子育て支援住宅ですかね、大分使っていただいて、私もすばらしいなと思うんですけれど、例えば役場庁舎内で什器って、にんべんに十って書いて什器っていうのがあるんですけど、例えば本棚とかそういうものを指すらしいんです。そういうものを購入するのにもこの森林環境譲与税が使用できると私調べたところではあるんですけどそういうものを、例えばこういうものとか、そういうものをこれまで購入されたっていうのは実績としてあるのかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

私の知る範囲では、特段その什器類に対する充当というのはなかったんではないかなというふうに認識をしておるところでございます。

以上であります。

議長（今野善行君）

馬場良勝君。

9番（馬場良勝君）

私もそのような認識がありました。今回調べてみると、それにも使えたんだなというのを改めて分かったのと、今、先ほど1要旨でお話しさせていただきました林業従事者、やっぱりここの採算性という部分が結構大事で、そのためにはやっぱり町産材を使うのが、使うというか、町で消費するのが筋論なんだろうなという意味でこの2要旨をお尋ねをいたしました。他市町村で言うと、例えば出産祝い品に木材を使った遊具っていうんですか、おもちゃっていうんですか、そういうものを入れたりするところがあったりですね。やっぱ割と使う範囲の大きな税、譲与税っていうんですかね、あると思うので、収入を支える、採算性を支えるっていう意味では本町産の木材を使用するというのは非常に、少しずつかもしませんが大事なことであろうと私も思いますし、人材育成で言いますと他市町村ですけれど地域林政アドバイザーっ

ていうのを入れている自治体もございます。これは役場OBの方らしいんですけれども、そういう意味ではやっぱりもう少しこの森林環境譲与税の、数年で1億数千万というお話をございました。多いか少ないかは別として、やっぱりこれは大いに活用をして町内の林業従事者を支えるべきだと思いますけれども、町長のお考えをお尋ねします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの馬場議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますけれども、まずもって町産材の利活用というところでいきますと、本当にやっぱり重要な取組であろうというふうに思うところであります。その中でも、特に吉田地区の支援住宅を請け負っていただきました地元の企業様に関しては、より積極的に町産材を利用いただき、都市建設課で指定をした率以上の町産材を利用いただいたことを本当に心から御礼を申し上げたいなというところでもありますけれども、加えて、例えば町産材をこれからどういう形で使っていったらいいのか。先ほど地域林政アドバイザーのご提案等もありましたが、今後の課題であろうなというふうに思うところですが、当面その検討委員会の中でもまずはその民生林の林業をしやすくする立場からすると、やっぱり林道整備等々、特に七泉線の早期の実現に向けたところに費用がいろいろかかるしていく中でありますので、そこも見ながらこれから、その山というこの資源を今後町の観光を含めた大きな意味で一つの資源として、うまく使える道がないのかつていうのは今後検討してまいる必要があるんであろうというふうにお話を伺っておりました。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

おっしゃるとおり町産材、貴重な財産ですからしっかり手入れをして木を大きくして使うというのも大事ですし、もちろん切ってきてすぐお家にできませんから、乾燥

っていうね、乾燥とあと製材っていうんですかね、そういう部分もありますからやっぱりこれはある程度の年数とかも含めて、これから例えば、例えばですよ、何かしらの公共施設を建てる場合にそういう木を、長い目で見ればですよ、使用するとかですね、これはもう一つご提案なんですが、町内産材を使った場合に、使ってお家を建てた場合に、町内にですよ。少し補助をするとか、そういうのができてくるんじゃないかなと思うんですけども、その点について町長に伺います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの馬場議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

そういう制度も魅力があるのかも分からなかなというふうに思うところでもあるんですが、私も黒川森林組合さんはじめ、ちょっと自宅の雑木林、杉林をちょっと伐採を今させていただいていろいろ分かってきたところが、やっぱり伐採期を超えた家のぐらいまで行きますと、もう40年、50年でもう手が回せないぐらいの幹に、木が成長しているものの、やっぱりいざ切ってみるとやっぱり中がもう、黒化してきていて、やっぱりその伐期を超えてしまったものはなかなかやっぱりチップ材にしかならないという中、やっぱり伐採終わった後に今度そこに植栽をしながら、やっぱり20年ないしやっぱり30年前後のところで入れ替わっていくような木材を見つけていかないと、やっぱりなかなか材木にもこれ利用ができるのがやっぱり現状なんだなというのを改めて認識したところであります。

今、林道整備等々行っている中、森林組合さんの職員も比較的私のイメージでありますと、若い方も入ってらっしゃる現状もある中、やっぱり林業も持続可能な町の産業というところで就業いただけるような、やっぱりそんな環境をつくる一つの手法として町産材を利用した際に、何かの補助というのも一部検討すべき事項かなと思う反面、やっぱり好循環が生まれる、伐採と植栽とその好循環をもたらすようなことを考えなきやないんだろうなというふうな思いで今お話を伺っておりました。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

今おっしゃったとおり好循環ということで、それで3要旨に入っていきたいと思うんですけど。

3要旨はまさにそこで、要はもうお家におじいさんとおばあさんしかいない、あるいはおじいさんだけおばあさんだけしかいないくて、でも山いっぱいあってっていう方たちが結構町内にもいらっしゃるんであろうと。先ほどのご答弁で言いますと、町へ委託したいと考えている森林所有者の割合が多いって、そりやそうですよ。結構山の整備ってお金かかるんですね。私の家でも多分三、四十年前にやっているんですけど、もう既にそのときの整備とかはもうやぶになっていてなかなか手入れもできない状態であります。好循環を生むためにはやはりこの制度を利用して、その私有林を整備することが必要だと思ってこの質問をさせていただいております。林道、町長おっしゃったように林道の整備も確かに必要なのかもしれませんけれども、災害とかその部分もこの森林環境譲与税には入っているんです、災害の防止とか土砂崩れの防止とか、あるいは昨年でしたっけ、今年か、釜石で大規模な火災ありました。やっぱりああいうのも林道っていうかそういうのがなければ、どっから入っていいか分からないし、煙に巻かれて道路が分かんなくなつてというのもあったそうでございますから、今後のために必要であると思いますけれど、いま一度ご答弁いただければと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、馬場議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

そもそもものやっぱり森林環境譲与税、このやっぱり趣旨となりました温室効果ガスの削減であるとか、災害防止という観点も踏まえ、さらにはその地域で育った材木がその地域に合った風土で育った材木でもありますから、将来的に持続可能な生活の一つの礎になってもらえる、そんな環境がつくり出せばなというふうな思いを持って今の話も伺っておりました。林業も本町の約7割が山林というところもありますので、私有林もきちんとした形で管理されるような、そんな環境もつくれるよう今後検討委員会にもいろんな形で議論、前向きな議論をしていただきながら新たな取組が

できないのかという視点も忘れず、これからも検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

まとめの質問をさせていただきたいと思うんですけど、いろいろ分配とかは課題のある制度であると私も認識をしております。使い勝手のいい部分もございます。ただ、本町としての活用が十分かと言われれば、私はまだまだなんだろうなと感じておるところではあります。今後、例えば明確な年度計画っていうんですか、年次計画っていうんですか、例えばあと目標数値、そういうのをある程度決めていくっていうのも大事であるんではないかと私思いますけれども、最後に町長、いま一度ご答弁をいただいて1問目を終わります。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

もちろん、まだ始まって間もない制度でもある中でもありますが、全体の集積計画等々作成していく中で、今後何らかのやっぱり目途がなければ前に進まない部分があると思いますので、全体の計画を見ながら、県の林業振興事務所のご指導も受けながら、適時に計画のほうを立案してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

今、大分いろんな技術が発達してドローンレーザー計測っていうのも今使えるそうです。山の地図と合わせてライン引いて、ここが私有地、ここが例えば町有林、私有

林っていうのができるそういうのを活用しながら、一々職員とか調べる方が山に入っていくんじゃなくて、そういうのも活用しながらぜひ明確な年次計画と、あとこういうふうに使用していくと、こういうふうに大和町の何ていうんでしょう、財産だと思います。使用していくというのを期待したいと思います。

以上で1件目を終わりたいと思います。

議長（今野善行君）

それでは、ここで暫時休憩します。再開は11時5分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

議長（今野善行君）

それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番馬場良勝君。

9番（馬場良勝君）

それでは、休憩前に引き続き質問をさせていただきたいと思います。

先ほど私、釜石で火災と申し上げましたが、大船渡でした。訂正させていただきます。

それでは、2件目に入りたいと思います。

相続土地国庫帰属制度についてお尋ねをいたします。

令和5年4月から施行された相続土地国庫帰属制度は、相続人が不要な土地を一定の条件で国に引き取ってもらえる制度であり、所有者不明土地の発生を抑止するための施策であると考えます。本町でも空き家・空き地の増加が課題となり、本制度は地域課題の解決にも寄与するのではないかと考えております。そこで以下の点についてお尋ねをいたします。

1要旨、本町として住民にどのように周知を行っておりますか。

2要旨、制度を利用しようとする住民に対する支援策及び他の機関との連携は。

3要旨、空き家・空き地の利活用も含め、この制度を有効活用すべきと考えますが、今後の方針をお尋ねをいたします。

議長（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

それでは、次に、相続土地国庫帰属制度についてのご質問にお答えをいたします。

相続土地国庫帰属制度は、相続や遺贈により取得した管理・処分が難しい土地を一定の条件の下、国に引き渡すことができる制度で、令和5年4月に施行され、現在運用されております。申請できるのは、相続人等に限られ、手続は法務局への申請から始まり、法定の不承認の事由に該当しないか審査を受け、承認後にその土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金を納付しますと、土地の所有権が国に移転する仕組みとなっております。負担金は、基本的には1筆ごとに20万円で、宅地・農地等は面積に応じ加算となる場合もあります。ただし、建物や工作物が所在する土地、担保権・使用収益権が存続する土地、境界や権利関係がいまだ未確定の土地、土壤汚染・産業廃棄物のある土地、管理・処分に過大な費用や労力を要する崖地などは、申請段階で却下となる場合や審査段階で不承認となる場合があるものであります。

それでは、1要旨目の本町として住民にどのように周知を行っているかについてお答えをいたします。

町では、当該制度の詳細な案内や申請手続は法務局において行われておりますことから、現時点では国の周知資料や法務局での対応に委ねている状況でありまして、町として独自の広報や説明会等の特段の取組は行っておりませんでした。ただし、窓口で制度に関する個別相談があった場合には、誤解のないよう基礎的な情報提供を行うとともに、申請先である法務局や法務省の制度案内ページをご案内しております。

次に、2要旨目の制度を利用するとする住民に対する支援策及び他の機関との連携はについてお答えをいたします。

これまで町では、当該制度の利用に特化した住民向けの支援策や、関係機関との連携体制を特段講じておりませんでしたが、一方で、空き家や空き地の発生抑制、管理不全の未然防止への対応も重要であることは認識をしております。

このため、当該制度の活用を促進する観点から、これまで窓口で実施をしてきた基礎的な情報提供等に加え、法務局と連携しつつ、町の広報紙やホームページ、SNS等を活用した広報、周知を一層進めてまいりたいと考えております。

次に、3要旨の空き家・空き地の利活用も含め、この制度を有効活用すべきと考えるが、今後の方針はについてお答えをいたします。

当該制度を活用し国庫に帰属される土地は、民間の不動産取引が比較的困難な土地が想定されることなどを考慮すれば、町としての活用が難しい土地となります。これからコンパクトシティ的な発想での選択と集中の考え方で、町の公共用地に隣接している場合等には、取得をし有効活用を行うことは可能であると考えております。

また、空き家・空き地につきましては、築年数の浅いものは民間での不動産取引が可能と考えますが、特定空き家や古民家の価値のあるもの等、様々なケースが想定されるところであります。一義的に所有者の意向が優先されますが、想定される空き家は管理が不十分なケースが多く、リフォームするよりも建て替えたほうが費用が安いであるケースもあります。古民家の価値があるものは、その地域の資源として活用することも想定されますことから、その所有者から申出があった場合には検討を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長(今野善行君)

馬場良勝君。

9番(馬場良勝君)

それでは、ご答弁に基づいて再質問したいと思いますが、まず私、初めてこの制度を知ったときに、いい制度だなと思ったんですよ。ところが、今回一般質問するに当たって調べてみると、非常に手間が、手間っていうんですかね、金額で言うと20万円にプラス審査手数料が1万4,000円でしたっけね、そのぐらいかかるということで、なかなか使い勝手があまりよくないのかなと思ったんですけど、町長ご所見をまずお伺いします。

議長(今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長(浅野俊彦君)

ただいまの馬場議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

審査手数料またはその10年分の管理費というところを踏まえていくと、決してその

使い勝手がいいものでもないのかなというふうな思いもありますが、やっぱり貴重な権利をどうするかという問題でありますので、やっぱり必要な措置なのかなというふうな捉え方をしております。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

私もそうですね、対象になる方はこれから増えてくるんであろうと思いますし、必要な制度であるんだろうと思ったのですが、やはりご答弁にもあったとおり、ちょっと町の対応っていうんですか、対応までは行かないけれど周知っていうんですかね。そういう部分については非常にまだ、まだまだ、令和5年からですか、始まった制度かもしれません、どちらかというとご答弁にもありました法務局の対応に委ねている対応だと、素直にご答弁いただいてこれはよかったですけども、私も税務課で資料を頂きましたが法務局から来た、これしかなかったんですね。そういう意味では、以前から数件ずつ、何というんだろう、問合せのお電話が税務課ですかね、担当課に来ていたと。それで恐らく法務局とかそういうところに流していたかと思うんですけど、もう少しですね、私はこういう制度があるんだっていうこと自体は町民にお示しするべきだと思うんですけども、いかがですか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますけれども、確かに周知するのは大事であろうなというふうなお話がある中、こういった形で一般質問等で取上げていただくことも、やっぱり周知の一つであろうなというふうに思いもありますし、今後、最初の答弁でもお答えしたとおり、どういう形で進めていけばいいのかは今後の課題であるなというふうに認識をしております。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

そういう意味では、やはり担当課だけではなくて住民からすればどこの課に行ったらいいかもしょと分からぬ制度ではあるんですね。そういう意味では、ある程度各課の方たちが、ああ、この制度は例えば税務課が窓口になって、その後恐らく法務局のほうで手続となるんでしょうが、その前にやっぱり相談したいんだと思うんですよ。こういう制度あって私の土地がそれに該当するのかしないのか、手続はどういうのがあるのかっていうのはやっぱりご高齢の方であればあるほど、法務局なかなか一気に法務局っていうのは難しいとは思いますんで、他市ではそういう専用の担当課をつくり対応されているところもあるんですよ。やっぱりこれからの高齢化社会、高齢化社会というか高齢社会に向けて、もう少し住民に寄り添った対応をしていくべきと私は思います。

2要旨に入っていくんですが、他の機関と連携体制を特段講じておりませんでした。やっぱりここもしょと本町としては少し弱かったというんですかね、力が入っていなかったという部分だと思います。やっぱりこういうふうなものってこれからどんどん増えてくるし、ご答弁でもありましたけれど対応が重要であるっていうことは認識していると。認識してでも動かなければ何もなんないんです。そういう意味では、やはりそういう相談窓口っていうのかな、担当の窓口というよりも相談されてそれに応えられる職員というのかな、そういう部分が必要かと思うんですけど、いま一度ご答弁をお願いします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

あくまでも申請できる方が相続者またはその遺贈を受けられる方ということになるところもあって、比較的ご高齢の方はあまり多くはなく、比較的もう少し下の世代の方なのかなというふうな思いで捉えております。もちろん、あくまでも土地だけの話でありますて、あくまでも何か建物なり工作物があった場合には更地にしてからって

いうところもある中でもあります、そういうご相談を受ける場合には、やっぱり比較的課税された固定資産税をどうしましようかっていう入り口が多い部分もあって、今のところ税務課が最初に相談を受けるケースが多いようありますので、税務課を中心としてどこでどんなふうに受けて対応していったらいいのかっていう部分を検討してまいらないなきやないなというふうな思いであります。今回の質問をいただいたのも一つの契機として、法務局のほうにどの程度問合せ等が本町内の土地であったのかというところを調べた中でも、5件ほどご相談があったという中で、そのうち1件、具体的な申請に至ったものも1件あった、トータルでは6件あったようありますので、今後、窓口体制等々はより詳しく検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

今町長からもご答弁ありました。私もちょっと法務省のほうにお尋ねをしていただいて、総務省から自治体に期待することっていうのを3点ほどいただきました。

1つ目が、法務局が同制度の利用申請があったときに、必ず自治体へ情報提供を行っているという、必ず行っているそうです。自治体による土地の寄附受け付けを積極的に検討し有効活用してほしい。

2つ目が、申請を受けた際には要件該当性の審査を行っておりますが、そのとき自治体に資料提供、その資料の提供を協力をいただきたいという。

3つ目が、住民から土地に関する相談があったとき、この制度を紹介してほしいという。法務省が言っているようでございます。

やはりこういうふうに言っているということは、恐らく自治体にも来ているんですね。その割にはやはり体制としては私はちょっと不備、不備までは行きませんけれども、少し弱かったのかなと思うところがありますので、今回の、町長おっしゃるように私も今回の一般質問を契機にぜひこの制度を利用される方がいるんであれば、ただ要件厳しいです。崖が駄目だってご答弁にあったとおり、崖のそばだと駄目だ、建物が建っていては駄目だ、いろんな駄目な規定のほうが多いぐらいで非常にハードルの高い制度でありますけれど、1件あったということですから、今後もうずっと使える制度でございますので、ぜひ今後も住民に寄り添った対応をしていきたいと思い

ます。

3要旨に入っていきたいんですけども、昨年の調査では、本町で273件の空き家があったと。それでよろしいかと思うんですけども。それを16段階評価されていいるということですけれども、一番私、この活用に含めて大事なのは、明確な計画が必要だと思うんですよ。要は、町有地、ご答弁にありました町有地に隣接して活用ができるような土地が、仮にこの帰属制度を使って国ね、帰属させられたんであれば、町が明確な計画があってですよ、そこが大前提ですけれど、明確な計画があって、そこに隣接する土地があるんであれば、私は町で活用するべきだと思ってこの質問をしたんですけれども。町長いま一度ご答弁お願いします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まずもって、不動産の取引、民業でも認められた商取引でもありますので、まずはその民間が不動産として取引をされることを阻害してはもちろんならないであろうというふうに思いますのと、あと加えて、もちろん条件がいろいろ厳しいところでもありますが、国庫に帰属をするイコール全体の税金で管理をしていかなきゃない土地になる部分もあるわけでありますから、法務省側も厳正に多分審査をされるんだろうというふうに思います。そういう中で、今回1件申請いただいた案件も、周りが宮床の財産区さんの土地であったというところから、合わせて一括で管理をしてはどうでしょうかっていうお話をいただいた中で、別に危険性がないなということも踏まえ、財産区では新たに土地の取得ができなかったものでしたから、町で受けさせていただくような決断をさせていただいたわけであります。全体的なその計画もあればもちろんいいのかも分かりませんが、町で受けた後、余計に費用負担が迫られないのかというのも考えながら、在り方等々を検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

ぜひいろんなものを活用しながら、この空き家・空き地ってこれから本当に、うちの町だけじゃないんですよね、実はね。全国、日本全国どこでも課題として発生している事案であります。ぜひこういうのも連動させながら、そして制度については町民に周知、そして分かりやすく説明をするっていうのが私は大事だと思いますので、今後の進め方、ご答弁の中にもありましたけれども、今後進めていくということでございましたので、ぜひ町民によりよく制度を知ってもらって使ってもらうというふうに進めていっていただければと思います。

では以上で、3件目に入っていきたいと思います。

3件目でございます。

高齢者外出支援事業についてお尋ねをいたします。

本町では高齢者外出支援事業としてタクシー券の配付を行ってございます。令和6年からは6,000円から1万8,000円に増額され、利用者も増えたようですが、課題もあるかと考えます。そこで以下の点についてお尋ねをいたします。

1要旨目、これまでの運用に伴う課題はありますか。

2要旨目、前年度利用実績があった対象者には自動的にタクシー券が送付されているようありますが、受け取りがなく不明で返送された場合の対応はどのようになっているかお尋ねをいたします。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、次に、高齢者外出支援事業についてのご質問にお答えをいたします。

本事業は、高齢者の皆様が住み慣れた地域で生活することを支援するために、平成30年度から実施している事業であり、令和6年度からは助成額を6,000円から1万8,000円に拡大し事業推進を図ったところでございます。

申請の状況といましましては、令和5年度で対象者3,015人に対しまして、申請者数が1,157名と38.3%の申請率、令和6年度は対象者3,141人に対して、申請者が1,481人と申請率が47.1%となり、改正前の年度と比較しますと新規申請者が約320人増加し、申請率も8.8%伸びたものでございます。

初めに、1要旨目の、これまでの運用に伴う課題に対するご質問にお答えをいたし

ます。

前段にも触れましたが、事業拡大に伴いまして新規の利用者が増え、好評をいただいております一方で、①といたしまして、高齢者タクシー利用補助券とサブローカード、イクスカの1種類になりますけれども、この申請方法と交付時期等が違うので煩雑であること。

2つ目といたしまして、高齢者タクシー利用補助券とサブローカード、イクスカの併用利用ができないこと。

③としまして、事業構造が複雑な部分があるので、周知不足が懸念されること。

4つ目といたしまして、次年度のタクシー利用券の交付は、2月末までの利用実績があれば、申請不要のプッシュ型、簡易書留による郵送をしておりますけれども、3月下旬の発送となりまして4月からの利用に支障が出る場合があることなどが課題等であるというふうに認識をしておりりますので、各項目の課題を踏まえて事業改善に向けて検討を進めているところでございます。

次に、2要旨のタクシー券の送付の際に受け取りがなく、不明で返送された場合の対応についてお答えをいたします。

前段の答弁と重複いたしますが、高齢者タクシー利用補助券を当該年度の2月までに利用実績がある方に対しましては、3月下旬に翌年度4月からの利用できるタクシー券1万8,000円分を申請不要のプッシュ形式で送付しております。また、タクシー券は金券同様ありますことから、簡易書留で配達しておりますので、不在の場合は配達されず、1週間郵便局で保管し不達の場合は役場に返送される流れになっております。本年度分を送付した際は10件返送されましたが、転出者等で配達不要の2件を除いた8件は、郵便局から不在票を基に役場に連絡をいただき、本人にお渡しをした状況でございます。なお、未達の方への対応としまして、配慮が十分ではないところがございますので、事務の改善を進めてまいりたいと考えております。

本事業につきましては、高齢者の皆様の日常生活の支援だけでなく、介護予防へもつながる大変有益な事業でございますので、利用促進に向けて引き続き事業を進めてまいります。

以上であります。

議長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

それでは、ご答弁に基づいて再質問をさせていただきたいと思います。

課題いろいろ挙げられました。私が思うさらに課題だと思うのは、やっぱり距離での不公平感っていうんですかね。例えば鶴巣の外れのところと吉岡とっていう意味ではその使用の、同じところに、一つの目的のところに行くんでも、距離の短い方と距離の遠い方がいる。それが1つの課題かな。

それからイクスカの場合は金券としてね、金券じゃない、失礼。コンビニとかで金券というのかな、ピッとできちゃうんです。そういう意味では、例えばその方じゃなくとも使用ができる可能性がある。それからやっぱり職員の手間がこれだけあると結構かかっているんじゃないかなと思うところですが、町長がどのように思うか手短にご所見いただきたいと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの馬場議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず距離的なその違いをどう対応するのかって、確かに大きな課題ではあるなというふうな思いでありますけれども、一方で、やっぱり限られた予算の中でどう事業化するのかっていうところ、そのバランスももちろん取っていかなきやないなという中で、今のやり方が100%ではないであろうというふうな思いでおりますので、今後改善を図ってまいりたいなというふうに思うところあります。

またイクスカ、サブローカードにつきましては、議員ご指摘のとおり、そういった可能性、危険性もないことではないわけでありますが、それを未然に防ぐためにサブローカードと称して写真つきのカードをあえて事前に申請にいらしていただいた後、作成していただいているっていうような手間も実際に大分かかってきております。どういう形がいいのかっていうのは、本当に今いろいろこれからアイデアを練らなきゃないんだろうなというふうな思いであります、いろいろ私が個人的に思っている部分でいきますと、いろんな県も今進めているポケットサイン等のいろんな地域ポイントなりとうまく併用できないのか等を地域内でお金がなお回ればいいのかなとか、何かいろんな新しい仕組みをこれからも検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

おっしゃるとおり、まだまだ課題結構あるんですよね。そういう意味では一体化っていうんですかね、この事業ちょっと分かれてますよね。福祉タクシーも実はここには含まれませんけれどあって、やっぱりちょっと高齢者にとっては煩雑だとなかなか難しい部分もあるかと思います。そういう意味では、ある程度今町長おっしゃったようにそういうのも考えながら、将来的にはやっぱり 1 つにしたほうがいいのかなとも思うんです。そこは今後課題として捉えていらっしゃりますので、やっていただきたいなと。

今回の質問の一番の肝、2要旨なんですよね。私、実はこれご相談いただいた件でその方は、対象の方は要介護 1 だそうです。それを面倒というか、見てらっしゃるっていうか様子を見てらっしゃる安心コールの登録されている方で、ちょっとご親戚にもなっているらしいんですが、1回行ったときにタクシーで病院に行ってたと、自腹で。あれ、あなた、要は町から来る高齢者タクシーの、今年来てないのってなって、よくよく聞いてみたら来てないという。町に問い合わせてみたら、けんもほろろに言われてしまったと。それはもう戻ってきてますけれど、そこからはもう違う担当になりますみたいなふうに言われて、私のところに電話をされてきて、こういうことがあったんだけどもどういうことやというお話がありました。やっぱりそこは先ほどの質問でも申し上げました、やっぱりもう少しその方に電話を差し上げるとか、戻ってきたけれども、返送されてきたんだけど、安心コールとかその担当になられている方に電話 1 本入れればいいだけの話だと思うんですよ、私。わざわざ役場に来てくれとかそれはまた後の話で、受け取られてないんですけどどうしたんですかねぐらいの電話を 1 本入れるだけでも全然違う。町民の側からするとね、そういうのがあったんです。それでこの質問をしたんですけども、今のを聞いて町長、どのように考えますか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

返送につきましても、簡易書留で送ってるぐらいやっぱり大事な金券であります。どつかの課の行き違いか何かでうまく事業内容が伝わってなかつた部分があつたんだとすれば、大変申し訳ないなというふうな想いであります。以後、縦割り的なそういうことがないよう執行部、各課でも今のこの事業の在り方を、今日改めてこうやって再認識させていただきました。同じような対応がないよう、なお一層引き締めてまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

ご答弁にありました、10件返送されていたということで、今後増えるかもしれないし減るかもしれない。高齢者は増えます。そういう意味ではやっぱり役場として、1件目、2件目、3件目、今回のは全て少し今の現状の町の対応ということで、高齢者に対する対応、または町民に対する対応という部分で質問をさせていただきました。

ちょっとの優しさでいいんだと思います。電話1本、例えば問合せがあったら、ああ、その制度は実はこうで、本当に詳しくお聞きしたいんであれば役場に来てくださいとか、そういう対応があつていいんであろうと。ただ、私は全てを役場に任せるというのはそれも違うと思います。ただ、役場を頼って来られる方に対しては丁寧な対応っていうんですか、優しい対応を職員皆さんにお願いしたいと。お願いじゃないな、対応していただきたいと思いますが、最後に町長のご答弁を聞いて終わりたいと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

馬場議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

あと一步の血の通った対応を、そういう対応を心がけるよう、これからも職員の指導に当たってまいりたいと思います。

以上であります。

議長 (今野善行君)

以上で馬場良勝君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。12番楢田雅之君。

12番 (楢田雅之君)

それでは、通告書に従いまして私からは1件質問をいたします。

酷暑の中での避難所運営は万全かです。

昨今の夏は6月から30度を超える猛暑日も珍しくありません。先日のカムチャツカ半島付近での地震による避難においても避難所への移動や避難所で熱中症になった方もおられると聞いております。

我が町の避難所の中には冷房機能がない部屋もあるが、酷暑の中での停電時の避難所運営について、以下についてお伺いいたします。

1つ、各避難所の収容人数と過去の避難人数は。東日本大震災時に避難した人数などを教えていただきたいと。

2つ、各避難所の冷房の有無及び冷房設備の種類、固定式であるとか、移動式であるとかと停電時の運営計画、電源供給の計画などを教えていただきたいと。

3つ目、今後の対策。冷房設備の設置や電源の供給、手配などについて教えていただきたいと思いますので、お願ひいたします。

議長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

それでは、楢田雅之議員の酷暑の中での避難所運営は万全かに関するご質問にお答えをいたします。

近年の夏は年々厳しさを増しておりまして、酷暑下での避難所運営につきましても、これまでとは違った対策等の必要性が出てきております。

しかしながら、全ての避難所等において万全の対策を講じることは難しく、避難所での暑さ対策として、個人では小まめな水分、塩分補給、涼しい服装、日傘や帽子、冷却グッズの活用等が基本となります、ポータブルバッテリー、発電機等で扇風機

を動かす、車で一時的に避難するといった方法もありますので、適切な避難を呼びかけるとともに、避難の際は各自ができる準備のご協力についての周知も必要となつてきています。

初めに、各避難所の収容人数と過去の避難人数についてでございます。

本町が実施しております避難所は全部で20か所となっており、収容人数は1万4,650人となっており、過去の避難者数といたしまして、東日本大震災の際の避難者数についてであります。合計8か所、延べ49日間、合計最大避難者数1,664人となっております。その中で最も多かったのは9日間開設し、延べ636人の避難者を受入れをした、ひだまりの丘となっております。このほか自主避難所といたしまして、地区設置が避難所として開設いたしましたものが合計9か所、延べ日数37日間となっております。

次に、避難所の冷房の有無及び冷房設備の種類に関する質問についてであります。

本町では、指定避難所として全部で20か所ございます。そのうち、冷房設備を備えておりますのが7か所で、そのほか8つの小中学校の教室には冷房設備が完備されておりますほか、体育館には今年度スポットクーラーを整備中でございます。

しかしながら、停電時に空調設備まで稼働できる非常用発電機が備わっている施設はなく、非常時の対策として移動式の発電機を活用し、扇風機を活用するとしているなど、酷暑の中で快適に空調が効いた状態での避難をすることは難しい状況であります。今後も空調設備の稼働が可能な状況までの発電設備の設置は、今のところ予定をしておりません。

次に、今後の対策についてであります。

2要旨と重複いたす部分もございますが、全ての避難所に発電設備の設置は費用的にも大きな負担となりますことから、現在設置をしております発電機や一部の避難所に設置しております太陽光発電施設等を活用した扇風機での空気循環が必要となると考えております。また、現在、個人においてもハンディーファンなど、それぞれが暑さ対策としてお持ちのもの等があると思いますので、避難の際はそれが準備できるものを持参いただき避難していただけるような周知を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長(今野善行君)

榎田雅之君。

12番 (梶田雅之君)

それでは、再質問をいたします。

1要旨で各避難所の収容人数と過去の避難人数を聞きました。今の答弁聞きましたと、トータル的に収容人数と避難人数を述べられていたかと思うんですけども、各避難所ごと、例えばまほろばホールで何名とか、小野小学校とかで何名とか、累計出ているから多分ここのは出るかと思うんですけども、その避難所単位での人数を教えていただければと思います。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

すらすらと長くなりますがよろしいでしょうか。

吉岡小学校640人、収容人数ですね。宮床小学校240人、宮床小学校の難波分校校舎90人、小野小学校540人、吉田小学校510人、鶴巣小学校270人、落合小学校が300人、大和中学校が820人、宮床中学校1,110人、まだありますがよろしいですか。（「はい」の声あり）吉田教育ふれあいセンター350人、鶴巣教育ふれあいセンター420人、落合教育ふれあいセンター420人、町民研修センターこちらが490人、宮床基幹集落センターが240人、吉田コミュニティセンターが250人、鶴巣防災センターが200人、大和町総合体育館こちらが4,000人、まほろばホール2,700人、ふれあいの杜、南部コミュニティセンターになりますがそちらが1,000人、以上でトータル1万4,650人となってございます。

以上であります。

議長 (今野善行君)

梶田雅之君。

12番 (梶田雅之君)

今、収容人数をお聞きしました。ということは、東日本で避難したときの人数も把握しているということでよろしいですよね。その東日本でどのくらいの人数が避難し

たかの実績と、今の答弁でひだまりの丘が抜けてたんじゃないかなと私は思ったんですけど、ひだまりの丘福祉避難所となってますが、もし抜けてたらその収容人数も教えていただきたいと思います。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず東日本大震災の際の避難者数でありますけれども、全体の人数としましては最大避難者数、先ほど申し上げましたが1,664人なんですが、各避難所ごとのちょっと人数については詳しくデータが取られてないという部分と、あとひだまりの丘につきましては福祉避難所という扱いから、人数的には今のところ定まっていないというのが現状でございます。

以上であります。

大変失礼いたしました。一部訂正をさせていただきたいというふうに思います。

最大1,664名でありましたが、そのうちあくまでも防災の記録紙上での人数であります、ひだまりの丘、こちらが東日本大震災で636人、まほろばホールが429人、宮床小学校体育館が30人、吉田教育ふれあいセンターが68人、鶴巣防災センターが68人、落合教育ふれあいセンターが83人、小野小学校こちらが300人、もみじヶ丘児童館こちらが50人ということで、トータルの延べ8か所、延べ49日間の避難者の状況でございます。

以上であります。

議長（今野善行君）

楢田雅之君。

12番（楢田雅之君）

今、ひだまりの丘の話を聞きました。福祉避難所ということで、私も福祉避難所の意味合いですか、要は高齢者、あとは障害者専用っていうのは分かるんですけども、例えば私聞きたいのは、保健師が常にしているとか、そういうほかの避難所との違いですか、何か具体的に分かりやすく、私もいろんな人に聞いたんですけど、ここ

が違いますよっていうのがよく分かんないんですよね。その辺もしあれば教えていただきたいというのと、あともう一つ、当日ひだまりの丘結構人数おりました。聞いた話では、そのとき研修センターが使えなかったということがあったみたいなんですけれどもそれが正しかったのかどうか。その2点ちょっと併せてお聞きしたいと思います。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

それでは、楢田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず災害対策基本法によるところの福祉避難所の規定でありますけれども、主として高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていることが規定されている中であります。そして、長期間の避難の際に一般の避難所と区別して優先して受入れられればいいんですが、まずは全体の避難者を受け入れることを最優先として運営していたようでありまして、具体的にその保健師の方が常設でおらなきやならないのか等々につきましては、すみません、明確な定めが今のところこの中ではないのが現状であるというふうに思います。

以上であります。

議長（今野善行君）

楢田雅之君。

12番（楢田雅之君）

なぜひだまりの丘だけ話したかと言いますと、確かに福祉避難所でありますから高齢者が独りで避難するっていうのはなかなかないと思うんですよね。当然そこには、その家族とか付添人がいるんで、ほかの避難所よりは増えるって言い方悪いですけれど、対象者の2.5倍ですから、ひょっとしたら2倍かもしれませんけれども、そのくらいの人が多分避難するんじゃないのかなと。そうなった場合、本当にその人が救えるかどうか、救えるって言い方悪いですね、その人向けなのかどうかというのが大きな問題になるのではないかと思うんですけども、その辺今、当時当然東日本を契機にいろいろその辺やっているかと思うんですけども、ほかの避難所と比べてやつ

ぱりこちら辺は力を入れたりとかっていうのは、町長これは思いで構いませんので、今後その辺いろいろ考えていくかと思うんですけども、その福祉避難所の力の入れ方っていうんですかね、何かあればお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

当時の資料もちょっと読み取っておきますと、ひだまりの丘には常時職員が2名常勤しておりますのに加え、永楽会の介護関係の職員さんが5名いらっしゃったというふうに記録が残っておりますし、もちろん保健福祉課の職員もそこにいらしたということで実績としては残っているようあります。私の今後の思いという意味では、やはりあそこが社会福祉協議会の事務所があったりですとか、そういった福祉に絡む方々が一堂に会する場所でもありますので、もちろんその中には様々な有識者、有資格者もいらっしゃる避難所であろうと思いますので、そういった方々が募っている避難所として機能していくよう、なお今後一層、気にしていかなければならぬなというふうな思いでおりまして、そういう体制を維持してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

楢田雅之君。

12 番 (楢田雅之君)

今、避難所の一覧を教えていただきました。その避難所の分布を見ますと、吉岡地区にはひだまりを含め5か所、吉田鶴巣地区には3か所、落合地区2か所、旧宮床地区5か所、もみじ・杜の丘って当時もみじヶ丘児童館もあったんですけども、今それが今もみじヶ丘児童館なくなったというか、それは外れまして南部コミセンということで2か所しかありません。やっぱり人口から見ますと、吉岡についてもみじ・杜の丘は結構な人数がありますし、またそこはオール電化も多いということもあって、やっぱりちょっと手薄に見えるんですけども、その辺あるかないか、町長の思いで

構いません。あともう一つ言えるのが、結構吉岡東のほうですね。柴崎、吉岡東、舞野、あと蒜袋地区ですと結構避難所からも遠いのではないかと。近くに黒川高校ありますけれども、黒川高校は特にそういう協定を結んでるのかどうか、私はこの地域で見ますともみじ・杜の丘地区、またはもみじヶ丘児童館が何かあった場合は使えるとか、その辺あれば教えてほしいのと、やっぱり先ほど言った吉岡東地区、ちょっと手薄に見えるんですが、あそこでとそれこそどこ行くんですかね、ひだまり、まほろばですか、まほろばに行くのか、吉田に行くのか、結構距離があると思うんですが、その辺ちょっと町長の考えあれば教えていただきたいと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、楢田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず杜の丘、南部コミセンが手薄ではないのかっていうところでのお話でありましたが、これ人数的なところもちろん、これからちょっと捉えなきやない部分があるわけですが、想定される自然災害に強い土地かどうかっていう部分も一部検討していく1つの要素だろうなというふうな思いがあります。東日本大震災でも水も止まらなかつたという部分、確かに停電はありましたけれども、あと水害のリスクも少ない部分もある中、別な形での支援も、充実も図っていかなければならないんだろうなというふうな思いがある中、避難所はもちろん全てが全てを受け入れられない中、まず自助、自分で守っていただくという部分と、あとやっぱり共助というところで地域コミュニティまたはその自主防災組織において、発電機でありますとかいろんな煮炊きのいろんな充実を図っていただいたり、やっぱりその地域で考えていただくことも一つであろうなというふうに思うところであります。

あと黒川高校との災害協定等のお話がありましたが、現時点では協定締結には至つてない現状でもありました。加えて、いろんな事業への影響も考えますとなかなかその学校を避難所として使うというところはやっぱりなかなか優先順位としては比較的低いところもありますが、大災害時にどういう提携ができるのかというところ、これからなのやっぱりこれ永遠の課題であろうというふうに思うところであります。

あと、まほろばなり吉岡の東部の方々の避難のやっぱり多かったのは、やっぱりまほろばホールだったんだろうなというふうに思うところでありますけれども、全体的

な人口動向も変わってきておりますので常時そういう状態も見ながら、どういう避難場所、避難をお受けできるのかというところを考えてまいりたいと思いますが、先ほども繰り返しになりますが、いろんな装備等々避難いただく方にもいろんな形で準備をしていただくことも今後必要であろうというふうに思いますので、そういった訴えもこれからしてまいりたいと思います。

以上であります。

12番 (槻田雅之君)

では、次に2要旨目の質問に移らせていただきたいと思います。1要旨目終わってこれから2要旨目の質問になりますが。

議長 (今野善行君)

暫時休憩したいと思います。再開は午後1時とさせていただきます。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 (今野善行君)

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の質問で9番馬場良勝君の高齢者外出支援事業について、町長より追加の説明の申出がありましたので発言を許可します。

町長 (浅野俊彦君)

午前中の馬場議員の高齢者外出支援事業の一般質問についての追加説明をさせていただきます。

まず1つ目でありますが、サブローカード、イクスカにつきましてはコンビニでは使用、チャージもできないことを追加で説明させていただきます。

2つ目でございます。サブローカード、イクスカ、こちらであります、交通系ICカードでございますので、大和町では顔写真入りのカードを作成をし、本人以外の使用防止に努めるとともに、本人にも説明しておりますことを承知願います。

よろしくお願ひします。

議長（今野善行君）

引き続き一般質問を行います。12番楢田雅之君。

12番（楢田雅之君）

それでは、2要旨目の避難所の冷房の有無、冷房設備の種類、停電時の運営計画に
関しまして質問をさせていただきます。

大和町でもUPS、無停電電源装置や太陽光を整備している避難所がございます。
先ほど町長の答弁の中で、停電時に空調設備まで稼働できる非常用の発電機が備わっ
ている施設はなく、非常時の対策としては移動式の発電機を活用して扇風機を活用す
るということ。まさにそのとおりだなと思っております。

それでは、実際停電したときに、東日本でもそうだったんですけれども、そのとき
役場は多分暖房設備も止まって多分皆さん、ジャンパー、防寒着を着ていたと思うん
ですけれども、実際そのとき電算機とか多分パソコンとかも止まったかどうかその辺
まで分かんないんですけども、どのくらいの規模まで電源を動かせるのかどうか。
例えば最小限に動かさなきゃいけないところもございますが、どのくらいまでなら停電
時、電球とか最小限になるかとは思うんですけども、その辺分かっていれば、今まで
の経験でも構いませんので教えていただければと思います。停電時にどのくらいま
で電化製品動けるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

役場で言いますと、照明のほか、停電時でも最小限の窓口開設用の電力のほか、災
害対策本部機能維持のための発電ということになりますが、時間は役場で言えば、重
油の補充ができれば、継続して運転が可能というふうになるわけでありますが、その
旨、ストック分のみあれば使い方にもよりますが、おおむね8時間程度ということに
なるかというふうに思います。

以上であります。

議長（今野善行君）

楢田雅之君。

12番 (楢田雅之君)

そうなんですよね。停電になった場合、今電化製品インフラ省電力だと言いながらも最小限、特にモーター系とか電熱系はすごく電圧がかかると。なおかつ電圧の一定していないと機械にも悪さを与えるということで、最小限しか動かせないっていうのはまさにそのとおりだなと思っております。

それでは、停電時の運営計画についてちょっとまた質問をさせていただきます。

もみじヶ丘団地3,000人ほど約人口がございます。そこに小野小学校があるんですけども、私も何度か一般質問しているんですけれども、多々問題あるのは分かるんですけれども、小野小学校に太陽光、新しく校舎増設分、あそこフラットでございまして何かしら設置できる仕組みってあるかとは思うんですけども、当然昔ですといろいろな理由でできないとかっていうのもあったんですけども、それからもうとか月日もたっていますし、実際に建てるやり方もいろいろあるかと思うんですね。それこそ省電力、省スペースで高出力な設備もあるわけですから、あそこにちょっと建ててみるのも一つの、建てるっていうか、建てることを検討するのも1つの案だと思うんですけども、その辺について町長の考えあればお願いしたいと思います。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

ただいまの楢田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今年度ですが、公共施設に太陽光発電施設の導入の可能性を今調査したいと思って、今実施中でございます。確かにいろんな形で技術進歩もあり、以前はつけられなかったところにつけられる可能性も出てきている部分と、あと実際につけた後、やっぱり蓄電池なりが併用している形じゃないと非常時に、晴天の日にはもちろん使えると思いますが、夜間でありますとか、雨天時、曇っているときどうするの等も含めて、どういうバランスがいいのか、今年度導入の可能性を調査しておりますので、その結果を踏まえ今後検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

楢田雅之君。

12番 (楢田雅之君)

もう一つ気になることがございます。南部コミセンあります。あそこに今ホール、広いホールあるんですけれども、あそこ自体には冷房設備ないですよね。実際ホールにはあるんですけども、当時どういう理由、その当時はまだそこまで冷房施設も要らなかったのかもしれませんけれども、実際あそこで南部コミセンなんかでちょっと児童館のほうまではちょっと私も詳しく分かりませんけれども。会議室とかあるんですけども、あちらにはついているんですけど、一番人が避難できるそのホールにない理由っていうのは何かあったんですかね。当時、今ちらっと聞くと、卓球の球に悪さするとか、バトミントンの羽がとか、それ多分後づけの話ではないのかなと思うんですよね。当時、その設計のときになぜつけなかったのか、当然町長にはあれなんですけれど、分かる範囲で。あとそれに関して町長として、あそこにもし何かしら避難所になった場合、先ほど言ったように冷房設備、発電機を持ってきて、どっかしら借りるとか、その辺の手配が可能であるかどうか。その辺何かあった場合に、あそここのホールにはこういうのを、こういうふうに考えているというのがあれば教えていただきたいなと思いますのでお願いします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、南部コミセン、杜っこホールのほうになぜエアコンがなかったのかというところについては、ちょっと定かではないんですが、建設検討当初の暑さと、今の暑さが大分違ってきている現状があるんであろうなというふうに思います。確かにこの夏、お祭り等でもお邪魔をさせていただいた中で、かなりの暑さではあるなというところを感じるところがありましたけれども、今年度、小中学校の体育館並びに総合体育館にスポットクーラーを設置をさせていただくことで契約をさせていただいているわけですが、大きさ、体育館に入れるようなあの大きさよりも小さいサイズのものもあったりもしますので、全体に電気の容量がどうだというところも含め、一部太陽

光の電気をうまく使った、一部使えるような仕組みができないか等も含め、太陽光施設の導入可能性の調査の内容も踏まえて、何らか手当てをできないかという部分、検討してまいりたいというふうに思いますし、加えて、いろんなリースメーカーさんとも災害協定を結ばさせていただいております。具体的に発電機の調達、またはその冷却施設のリースであるとか、そういう可能性も確かに今後の避難所運営では必要な検討であろうというふうに思いますので、今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議長 (今野善行君)

楢田雅之君。

12番 (楢田雅之君)

南部コミセンのホールの件、スポットクーラーの購入の検討及び購入するのも一つですが、何かの災害時、業者への機器の手配の契約を結んでその辺何とか検討しているということで安心いたしました。

それでは、3要旨目の今後の対策についてお聞きしたいと思います。

これも南部コミセンの話なんですけれども、あそこまだできてから避難所として開設されたことがありません。行政区単位での避難訓練やマンホールトイレの設置訓練、あと机上での訓練をされてるかと思うんですけれども、大規模な避難所の訓練、要はほかの地区を巻き込んだような訓練が必要ではないかと思うんですけれども、それに関しまして運用マニュアルや実際やるに当たってどのように旗振りがするのかどうか、その辺の周知徹底が何かあれば教えていただきたいと。

あわせて、同じようにあそこ小野地区、宮床の一部ですが、ほとんどの地区で集会所を持っているという。杜の丘さんに関しては杜の丘会館が1つ持っていて、ほかは合同で南部コミセンですか、あそこを避難所としているという。それと同じように言えるのが吉岡地区の一部ではないのかなと思っているところでございます。吉岡地区も合同でその辺避難所の運営とかしているかと思うんですけれども、その辺のやり方をうまく活用すれば、南部コミセンもその辺うまくできるんじゃないかなと思っておりますが、その辺町長お考えや、こうやっていけば何かしらの合同での、何でいうかな、避難所設置ですか。多分ほかの地区というのはほかの地区の多分自主防災のほうで忙しくなると思うので、そうなると残っているのがあそこの杜の丘二丁目、三丁

目さんだけでやるのかななんて思っていたり、あと併せてその辺の指導ですか、どうなっているのかどうか。その辺併せて避難所の運営及び自主防災組織で自分の会館を持たないような組織に対しての指導の在り方についてお聞きしたいと思います。お願ひします。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

ただいまの楢田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますけれども、毎年、各地区で行わせていただいている地区防災訓練、これが一つの訓練であろうというふうに思うところであります。来年度がちょっと宮床地区ということになって、以前、南部コミュニティセンターにおきましてもマンホールトイレの設置であるとか、具体的な避難所の運営というところもシミュレーション、訓練をしたわけがありますが、より効果的な現実的に即した訓練となるよう、今のあるガイドラインやマニュアル等も再度点検をしながら具体的な訓練、実質的な訓練ができるようにこれからもう少しマニュアル化も進めてまいりたいというふうに思うところであります。よろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

楢田雅之君。

12番（楢田雅之君）

今の町長の苦しい答弁だなと思って聞いておりました。何を言いたいかといいますと、地区の訓練っていうのは各行政区単位でやっていると。地域訓練となりますと集まってやるわけですよね。地区訓練というのは先ほど言ったように自主防災だけで、中でもうやつると、いろんな救護班なり連絡会とかやって、その辺は多分、各地区によって毎年やっているところもあれば、やってないところもあるにしてもうまくいっていると。地域訓練となると、その辺の地域を、地区ですか、地区をまたがったやり方が必要になってくると思うんですよね。そのときやっぱり旗振るのが役場なのか、まるきり地域の区長さんなり自主防災、自主防災というか自分の地区の会館という拠点を持ってないによってやっぱりやり方が違うのではないのかなと思っているところなん

ですよ。それが多分吉岡地区は今あるわけですね、吉岡コミセンとか避難所になっている地区もありますから、そのいい面を逆に杜の丘のあそこで言うと二丁目、三丁目さんに伝えていくなり、役場が旗振ってこうやっていけばこの地域、地域ですね、地区じゃなくて地域でうまくやっていけるんじゃないのかなと思うんです。

なおかつ大きいのは、南部コミセンの例にしてみると、あそこは小野地区、もみじは小野小学校っていう区割りあるにしても、あそこ全体の避難所であるから、その一部の地区だけが恩恵があっては駄目なんですよね。ということで、すごく旗振りと初期の運営だと思うんですね。そのときに誰が旗振るのってなった場合、やっぱり役場、私の結論から言うと役場の人がちょっと旗振っていかないと難しいのではないかなと。だからその辺をちゃんと訓練なり、その地域の自主防災の方に伝えてますかっていうことが私は一番気になっているんですが、その辺ちょっともう一度、再度お答えしていただければなと思っております。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

楢田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、南部コミセンで、エリアを決まらずいろんな方をお受けするっていう形では、私も楢田議員がおっしゃるとおり、まず最初の旗振りは、危機対策を中心としてやっぱり役場がやるべきであろうと。それで立ち上げた中で、やっぱり皆さんのいろんな特性、これまでの経験を生かしながらボランティアを募っていく形で運営を実際に中にいらっしゃる方にお願いをしていく形が一番であろうなというふうに思います。そういった中でも、どういう方がどういうニーズを持ってその避難所にいらしているのかというのを把握していくっていう意味でも、県が今進めておりますポケットサイン、これの普及が今大和町26%台でありますけれども、これをやはり知事なり県も指導してやっぱり50%台に押し上げていきながら、いろんなやり方なり、何が、何をやっていただけるのかな、何が得意なのかっていう部分もアンケートを取らせもらったりする中で、やっぱりそこにいらっしゃる方々で将来的には運営をしていただくっていうのが一番であろうかなというふうに思います。

加えて、原子力災害等を想定した沿岸部の避難者を黒川富谷地域でお受けするという訓練も昨年度やらせていただいたりもしております。そういったノウハウも蓄積し

ながら、不特定多数の方をお受けするにはどうしたらしいのかっていう部分は、これからそこはまとめていく必要が確かにあるなというふうに認識をしましたので、今後進めてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

楢田雅之君。

12 番 (楢田雅之君)

町長とやっと私の意識が合ったなと思っているところでございます。やはり最初の旗振りはやっぱり役場なり危機対策で旗振ってもらって、やっぱり気になるのはほかの地域の区長さんなり、自主防災の親分は多分自分の地域の自主防災のその拠点にいるかと思うので、やっぱりいない中で、やっぱりそこでリーダーを決めて、今後の運営、そのためにはやっぱり役場の最初の指導というのかな、運用マニュアルとか必要だと思いますので、今後その辺、再度徹底してもらわればと思います。

今回一般質問で停電時の避難所での冷房使用は難しいことが分かりました。

それで避難所に移動する場合ですが、最後の答弁にもあったように周知徹底ということで、身の回りのものを持って避難するという。それは薬であったり、食料であったり、毛布であったり、先ほど町長の答弁ではハンディーファンも結構有効なものですよという話もあったように、そのような自分で避難するときに必要なものは自分たちで用意すると。そういうふうに周知徹底していただければと思っております。

また避難所、特に今回、停電時は冷房設備の、空調ですか、空調は厳しいといふとも分かりましたので、体調が崩れないように配慮することは当然でございます。なおかつ、快適な環境ではないにしても町民に、先ほど私と町長との間でちょっと意見交わしたように、自分たちで何かできるものは用意してもらうということを周知徹底して、行政に頼らなくても自分たちで及び仲間たちで避難所運営ができるように、日頃から訓練を積み、まさかの災害に備えていただければと思っています。また、ケース・バイ・ケースですが、時代に合ったやり方を常に頭に入れて、定期的にマニュアルを見直しすることを提言したいと思います。このことにつきまして、町長のお考えあればお聞かせください。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

確かに自然災害激甚化頻発化しており、なおかつ複合災害も非常に心配される状況にもなってきてございます。地震と仮にこの火災が一緒になったりとか、地震と台風が一緒になったりなんていうケースもある中、日本の本当に大雨も局地的にどこで降るか分からぬというような状況の中、他市町村の方を避難先として受け入れていく、そういった訓練もこれからは必要にもなってくるであろうなというふうに思いますが、そういった運営をするに当たっても各自治体なり、基礎自治体となる町内会なりで、いろんな基礎的な訓練を積み上げていただくことが大規模な避難所の運営にも必ずや生きてくるんであろうというふうに思うところであります。そういった意味では、いろんな小規模な訓練を重ねていただきながら、大きな自然災害にも備えられるような、そんな訓練マニュアル等も作成していく必要があるであろうなというふうに思いますが、先ほどお話もありました炎天下、猛暑下での避難という中では、例えば今後という意味では車両を持たれている大型バスの運行会社さん等と一時的に協定を結ばせていただいて、一時的なクーラー、冷却施設みたいな扱いでお使いをすることができないか等々、いろんな可能性があるんであろうと思いますので、担当課とも協議をして万が一に備える体制をつくってまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

楢田雅之君。

12 番 (楢田雅之君)

以上をもちまして、私からの一般質問を終わるんですけども、私が一番気にしてるのは、よく住民、町民の方が言いうのが、全部公共、要は役場で毛布から食料まで用意するもんだと思っている方が結構おられます。その辺は日頃の訓練や広報等で、あくまでも何かあったときのためが役場がお手伝い出す、お手伝いというか、そういう用意するのって最初の3日間とかは自分たちで何とかしなきゃいけないよと。そのためには自主防災があるなり、隣近所、自助、共助、公助といふわけでございますから、その辺の周知徹底をなお一層していただくことっていうのと、やはり猛暑ってい

うのは今まで経験したこともない、今年なんかまさにそうですよね、今日も先ほど昼間出たけれど34度か35度だか分かりませんけれども、暑くてそれこそ外にもいられない、もしこんなときに停電になったらどうするんだろうと思うくらいでございますので、その辺最後に町長から、この私の一般質問の酷暑の中での避難所の運営は万全について、トータル的なご意見をお聞きして終わりたいと思いますので、最後の答弁お願いします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの楢田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、本当にいつ起るか分からないというところでいくと、やっぱり基本は午前中にも申し上げましたが、やっぱりまずは自分の命は自分で守っていただく自助。そしてやっぱり議員おっしゃるとおり、最初のまず2日間、3日間、隣近所の方々とやっぱり共助でまずは自分の皆さん自身を守っていただいた後しかなかなかやっぱり公助の手助けがないということも想定をしていただきながら、まず自分の身は自分で守っていただくというところの、いろんな術を探していただきながら、それが長期化した場合に行政としてどういうサービスを考えていかなきやないのか、複合的に時代の変化に合ったような形で何ができるのか、それを常に変化させていく、検討していく必要があるんであろうなというふうに思いますので、そういった視点も交えながら、これからも町民の皆さん、そして本町には夜間人口以上に多くの方がお仕事でいらしていただいている現状もありますので、そういった方々も意識をしながら、さらにはやっぱり外国人であるとか、日本語を使われない方々への避難指示等も考えていかなきやない、そんな時代であろうなというふうに思いますので、様々な時代の変化に合わせて検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

楢田雅之君。

12番 (楢田雅之君)

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議 長 (今野善行君)

以上で槻田雅之君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。2番佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

それでは、本日3人目となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回は、昨晩夢は見ませんでした。元気に朝を迎えることができてほっとしております。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

まず1件目です。多文化共生における課題について。

法務省出入国在留管理庁によると、日本の在留外国人数は令和6年12月末日時点でおよそ376万人と過去最多を更新いたしました。前年同期と比べると35万8,000人の増加となり、宮城県では2万9,878人と大和町の人口を超える外国人が県内に在留しております。労働者不足の課題を解決するためなど、やむを得ない事情があるのは承知しておりますが、いまだかつてないほどの外国人数を在留させることで、私たち日本人の文化や伝統、土地や暮らしの安心安全が脅かされる可能性も否定はできません。そこでお伺いいたします。

1要旨目、本町においても外国人住民登録者が増加傾向にあります。そして7月には多文化共生シンポジウム in たいわが開催されましたが、外国人と共生する社会についての考え方を伺います。

また、2要旨目です。国や県が多文化共生社会の実現を推進する中、本町として外国人の在留人数に上限を設ける、また日本で生活する上でのマナー学習の必須化など仕組みづくりが必要なのではと考えますが、町長の考え方をお伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、佐野瑠津議員の多文化共生における課題についてにお答えをいたします。

本町におきましては、外国籍の方が約400人住民登録をされており、在留資格の内訳を見ますと、約半数の方が技能実習となっております。

技能実習制度につきましては、開発途上国への技能移転を目的とした制度であり、直接的な労働力不足の解消を目的としたものではございませんが、実際の現場においては、技能実習生が一定役割を果たしている状況と理解をしております。

国においては、技能実習制度から育成就労制度へ移行が進められており、より安定的かつ持続可能な外国人材の受入れが検討されておりのことから、今後は本町におきましても外国人登録者が増加するものと見込んでおります。

1要旨目の本町においても、外国人住民登録者が増加傾向にある、7月に多文化共生シンポジウム inたいわが開催されたが、外国人と共生する社会についての考えについてお答えをいたします。

本町においても企業で働く外国人材が増加する中、外国人と共生する社会について考えるきっかけとして、多文化共生シンポジウムを開催いたしました。シンポジウムでは、多文化を理解し共生する地域づくりと題した講演のほか、「外国人材と共に支え合う地域を目指して」と題したトークセッションを実施し、60名の方にご参加をいただきました。

出入国在留管理庁におきましても、外国人との共生社会のビジョンとして、安全安心な社会、多様性に富んだ活力ある社会、個人の尊厳と人権を尊重した社会の3つが挙げられています。

このことから、町といたしましても、このビジョンを踏まえた多文化共生社会の構築を目指すために、町内に暮らす外国人との交流の機会や日本語の学習機会の提供、やさしい日本語の普及などにより、日本人も外国人もお互い偏見なく暮らし続けられる地域をつくることを目指してまいりたいと考えております。

大和町には、技能実習生としてベトナム、インドネシア、ミャンマー等の多国籍の外国人が生活しておりますので、相手の国の言葉を使用するのではなく、やさしい日本語ということで、簡単な日本語で話しかけることが肝要であるとのことでありました。

次に、2要旨目の国や県が多文化共生社会の実現を推進する中、本町として外国人の在留人数に上限を設ける、また、日本で生活する上のマナー学習の必須化などの取組が必要ではについてお答えをいたします。

入国在留資格の管理は国が一元的に行っているものであり、町独自に人数を制限することはできない仕組みとなっております。また、外国人材の受入れは、町内や近隣

に立地する企業の活用方針や人材不足の状況といった経済的な要素にも大きく左右されることはから、在留外国人の増減は町だけで調整できるものではないと認識しております。

外国人が地域の一員として町民の方とともに暮らしていくためには、日本語や生活マナーの学習機会は必要と考えておりますので、県や県国際協会とも連携をしながら、先述しましたとおり、町内に暮らす外国人との交流の機会等を通じて、ごみの分別、交通ルール、災害等の避難等のルールやマナー等についても学べる内容として交流会等を実施してまいりたいと考えております。

特に、技能実習生として来日した外国人は、簡単な日本語で会話はできても、漢字、平仮名等を組み合わせた文章を読むことはハードルが高いものであり、ごみ分別チラシにつきましては、外国人登録の多いベトナム、インドネシア、ミャンマーの外国語表記の内容を実施しているところでございます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

それでは、早速再質問に移らせていただきます。

まず、1要旨なんですけれども、多文化共生シンポジウム in たいわが開かれたということで、トークセッションなども行って、共生する社会について考えるきっかけとして開催されたということでございました。これは大和町だけではなく日本全国でいろんなところで開催されているものであると認識はしているんですけども、私は今この日本の政府が行っていることに対して非常に危機感を覚えている次第でございます。なぜなら、特定技能外国人の人数ですけれども、2024年、去年ですね、去年から5年間で政府は82万人を受け入れるということを言っているわけですね。それで先日、インドのモディ首相も大和町に来られたということでしたけれども、今度はインドからも日本に5万人の受け入れをまずすると。そして段階的に5年間の間に双方で50万人以上のインドの方々との交流を目指すということで合意したというニュースがございました。なので、この82万人そして50万人以上、単純計算しますとさらにまだ132万人以上が来るであろうということが見込まれているということです。そして町長の答弁にもありましたが、今後も外国人住民登録者が増加するものと見込ん

でおりましたとありました。

今現在、大和町では400人以上、400人ちょっと住民登録があるということで、そのうちの半数の方が技能実習ということが分かっている。じゃあ、残りの半数の方はどのような目的というか、どのような目的で今大和町に住んでいらっしゃる、その辺は把握されているでしょうかご所見をお伺いいたします。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

それでは、佐野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

外国人の住所登録されている方、月ごとでもかなり動いているのも現状でして、8月1日現在でいきますと409名でしたが、先月は逆に440名以上の方がいらっしゃった月もありましたし、数年前でいくと1,000人を超える時代もありました。今の8月1日現在の409人の中でいきますと、今一番多い方が技能実習の2号の口で入られた方143人いらっしゃるんですが、その次に多い方が実は永住権もお持ちの方が52名、今もう既にいらっしゃいます。そのほか家族滞在、あと特定活動、その他あとは永住者の配偶者の方が5名ほどいらっしゃったり、片手になりますけれど、あと介護でいらっしゃった方が3名であったり、あと教育関係でいらっしゃった方が3名であったりと、409名はいろんなどういう事情で入られているのか、何の資格で入られているのかという部分は状況としては確認はできているところであります。意外と永住者の方いらっしゃるんですが、分別的には捉えてございます。

議長 (今野善行君)

佐野瑠津さん。

2番 (佐野瑠津君)

把握されているということで、教育者の方だったり移住系の方だったり、様々なご事情で大和町に住んでくださっているということでございました。ここでちょっとはつきりさせときたいのは私は外国の方は尊敬していますし、自分自身も海外経験ありますから海外の方に対してはオープンであるということをまず前提と置くんですけれども、しかしながら今埼玉県の川口市で皆さんもよくご存じ、町長もよくご存じのト

ルコ人問題っていうのがありますし、あれは特定技能実習というものではなくて、ビザの緩和によって難民申請をするんだけれども、国が今規制をかけているのでそれで難民の申請が下りないという。なので、仮放免というか一時的に滞在されて、そのまま5年も10年も住んでいるという実情があるわけなんですね。なので、外国の方々がどうのこうのではなく、やはりいろんなご事情がある方々がこんなにもたくさん入ってくる可能性あるという、もう増加の見込みがもう立っているわけですよね。そうした中で、町長として考えられる、予想できる課題ですとか、または、ここは懸念事項なのではないかって思われることって何かありますでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、佐野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

海外留学経験をお持ちの佐野議員でありますので、全くの反対というお話ではない中でのお話ということで、私もあくまでも半年以内しかいられないビザで、いろんな国に仕事でサラリーマン時代に行かしていただいておりました。そういう中で、やはり人間的に言えば、やっぱり日本人、外国人ではなく、やっぱりその人間性、善悪やっぱりもちろんいろんな人間性に頼る部分なんであろうなというふうな思いがある中、やはり懸念される事項というところでいくと、一部治安の悪化なりを心配される声は確かにあるであろうというふうに思います。あと加えて、いい悪いではなくて、文化の違いからやっぱりなかなか人と人が分かり得ない部分がやっぱり想定される部分かなというふうな思いがありますのと、あと加えて、日本にやっぱり長く住んでいただくためにはやっぱり日本のいろんな社会的なルール、マナー、これも勉強もしていただいて、我々にも寄り添っていただく。それに加えて、寄り添っていただくからには相手にも何か文化的なとこで寄り添えるような、そういう共生できるような、そういう交流するような場が私は有効であろうというふうな思いもありましたし、そういう場をつくるためにも多文化共生シンポジウムをやらせていただいて、どちらかというと外国の方を探したのではなくて、あのシンポジウムによっていろいろ外国に仕事や学業で出られた方で日本にいる外国人をサポートしたいと思っている方を見つけて、一緒に受け入れる環境をつくれればという思いもあって実施をさせていただい

た次第でありました。我々が安全に生活していくことがもちろん大前提だと思いま
すので、懸念される事項につきましては、まだまだいっぱいあるとは思うんですが、
今まず申し上げた点を最優先として挙げさせていただきながら、今後の運営に生かし
ていきたいなというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

今、町長からご答弁もあったとおり、治安の悪化ですか文化による違いでコミュニ
ケーション、違いが出たり、またルールとかマナーというところは懸念事項であろ
うということで、私も本当そのとおりだと思っております。

ここでですけれども、日本のやっぱり特徴というものを私たち日本人がやっぱり知
った上でこの多文化共生というものを考えていかなければいけないと考えているんで
す。それは何かと言いますと、日本って海に囲まれている島国ということで、全国ど
こに行っても自然豊かな作物、おいしい魚とか、または農産物があるという本当に恵
まれている国であるわけです。日本は建国されてからずっと他国からの侵略とか民族
からの影響からは守られてきていて、日本独自の文化とか伝統を築き上げてきた国で
あるわけです。それに加えて、今回この多文化共生っていうのが国がどんどん打ち出
している中において、私たち日本人側があまりにも合わせ過ぎなのではないかという
ところが、ちょっと懸念点であるかと思います。

先ほど町長もおっしゃってくださったように、やっぱり日本に長く住んでもらうた
めにも日本のルールやマナーを学んでいただきたいということをおっしゃっていました。
そのとおりだと思うんですね、やっぱり郷に従うというか、郷に入ればやっぱり
郷に従わなければいけない。私たち日本人ってやっぱりその精神がもう備わっている
わけです。しかし、ほかの国の方々はそれがあるかと言ったら、分からぬわけです。
なぜなら全然違う、生まれも育ちも違う、国も文化も違うわけです。

そこで、私自身も海外に行ったことがございまして、やはり海外のホームステイ先
の家族のホストマザー、ホストファーザーがこうやりましょうって言ったら私もやっ
ぱりそれに従うわけですよね。向こうは靴脱がないので、私も靴脱がないままそのま
ま入るということですとか、お皿洗いの仕方とかも全然違ったりとか、いろいろ学ぶ

わけです。なので私はその文化に入ったらそれに従う。逆に私ホストファミリーもしたことあるんですね、日本で。他国の留学生を受け入れたこともあるんですけども、やっぱり全然違うんですよ、生活の仕方が。例えば、私がヨーロッパの留学生を受け入れたことあるんですけども、何か指示して、これはこうやって片づけてねって言ったら、ああ、ああって言うんですよね。それで私はちょっとびっくりしまして、その子とは話をして、いや日本では「はい」と。はい、分かりましたっていうふうに答えるんですよって教えて、それ以来その留学生は変えてちゃんとそこに順応していくっていう。どこかに入るならば、やっぱりその土地柄、またそのルールに従うっていうのは、私たち日本人としては当たり前の部分ではあると思います。しかしやっぱりこここの部分がルールとかマナーとかをしっかり徹底しないと混乱が起きてしまうのではないかということなんです。

例えば、ちょっと例を挙げますけれども、ヨーロッパですと先立って移民政策に力を入れてきました。ヨーロッパは経済成長のために労働者確保ですとか、難民保護に力を入れて移民政策をやってきたわけですね。でも今、ヨーロッパを見てみると日本のメディアでは全然流れないんですけども、今もう混乱状態になっていまして、その現地の人と移民とのもう暴騰が起きたりですとか、また混乱が起きている状況になっています。その結果、今ヨーロッパでは不法移民の取締りを強化したりとか、厳格なルールをもうちょっと強くしたりとか、またその技能実習生の方たちの選び方、選択的にしっかりと国が選んでから受け入れるという制度にしたりですか、いろいろな方法を変えてきているわけです。

例えば、あとは大阪ですね、大坂、私出身地近いんですけども、大阪の西淀川区ってありますて、そこが今、西淀スタンって言われているのをご存じでしょうか。あまりにも海外からの移民の方が増えてしまって、イスラム系の方々が増えてムスクを造るとか、またそのような宗教的な部分でのコミュニティーがどんどん日本の各地でつくられてきてしまうと。実際、黒川郡も大衡にムスクがあるんですけども、今後町長、大和町でも今後外国の方が増えてきて、じゃあ宗教上の問題でムスクを造ってください、もしくは土葬してくださいとなった場合、町長としてのお考えはどのようにお考えなのか、そんなことも考えられるのではないかと思いますが、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの佐野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

確かに今、イスラム教徒の方が増えてきた場合にモスクを造りたいというお話が出てきたりだとか、土葬がどうだというお話も確かに懸念されるところではあるのかなというふうに思いますけれども、まず土葬の件については、以前日本も土葬が認められておりますのと、今も一部認められているところもありますよね。そういった中で、今認められている方が何で今もあるのというと、どちらかというと未熟児のお子さんなり、死産をされた赤ちゃんなりが、火葬にしてしまうとやっぱりもう骨も何も残らずの状態になってしまう部分、あまりかわいそうだっていう形で県内でもいまだに1例、2例、土葬の申請があり、確かにおっしゃるとおり市町村長の許可でその埋葬方法も認められるところもあるやに聞いてもおりますし、そもそも伺っております。

私の個人的なところでの話でいくと、じゃあどう思うんだっていうお話でありましたが、やっぱりエリアなりをある程度定める必要があり、なかなかすぐにはオーケーはできない今の現状であるのかなというふうに正直なところ思っているところでもありますが、かなり大きな範囲で今後いろんな議論が交わされるべき事項であり、簡単にいいです悪いですっていう話は合否は出せない難しい問題であろうなというふうにまず率直に今思っている次第であります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

非常にちょっとデリケートな部分に、あえてちょっと突っ込ませていただきました。なぜなら、もう増加するということが見込んでるのであれば、やっぱりそういうことも考えていかなきゃいけないのでないかと考えているからです。

続きまして、2要旨目に移るんですけれども、町独自では外国の方々の人数制限をすることはできない仕組みとなっているということでございました。これは私も十分理解している次第でございます。

しかし、やっぱり先ほどからお話に出ているとおり、多文化共生っていうところにおいての今このトピックなんですかね、やっぱりそこには秩序とルールがやっぱ

り必要なのではないかと思う次第なんです。この秩序とルールっていうところにおいて、技能実習生に関しては特定技能基準省令の一部を改正する省令が出されております。入管庁から出されておりまして、協力確認書の提出が義務づけられております。この協力確認書の提出をすることで、特定技能実習生を受け入れている個人事業主の方とか企業様のところが、その自治体に協力しなければいけないというものでございますが、この部分において協力確認書の提出は今のところ本町の企業においては全てもう提出されているのか、そのところの状況を今お伺いいたします。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきたいと思いますけれども、まず今、提出されているかどうかのところまで、すみません、私もちよつと把握はできてないものの、今入ってきて、仕事名目で入ってきていただいている方が技能実習生の口型で入ってきていただいているから、そういった意味でいくと商工会であるとか、団体であるとかがきちんとした形で、またはその受入れ企業さん方がきちんとした形で管理をしていただける、基本はそういう情勢で入っていただいているんじゃないかなというふうに思うところと、あと私、あとそのほか、より実習生、技能実習生ではなくて、今後の町政を考えていく中で、大手のいろんな会社さんに進出してきていただいている中、より高度な技能を持った方を率先して入れられるような、そういった仕組みをつくっていきながら、町の治安なりルールなりマナーを下げないような、そういった取組をしていく必要が私はあるんではないかなというふうな思いであります。ちょっとお答えに答えられているかどうかちょっと定かではありませんが。

以上でございます。

議長（今野善行君）

佐野瑠津さん。

2番（佐野瑠津君）

協力確認書というものを国が出ておりまして、各自治体で、このように自治体に協力するということがございますので、ここはちょっと積極的に確認していくた

だけたらと思います。

本町も結構外国の方増えておりまして、やはり騒音のことですとか、ちょっと一緒に、独りで済むパターンってあまりないんですね。やっぱり共同で住んでらっしゃる方が多いので、夜に結構音が鳴っているということをお伺いしたりですとかしております。なので、そのマナーとかルール、またそういうものをこの共生する社会において、やはり本町として独自のしっかりとしたマナーやルール秩序というものをしっかりと検討していっていただけたらと思います。

それではちょっと時間も押しておりますので、次に移らせていただけたらと思います。

続きまして、2件目に移らせていただきます。2件目です。

ファミリー・サポート・センター事業の早期導入を。

少子化と高齢化の同時進行は、本町にとっても大きな社会課題です。子育て世代は働きながらの育児や孤立した子育てに不安を抱え、高齢者の多くは退職後の生きがいや社会とのつながりを求めております。こうした現状を踏まえ、高齢者の力を生かし、子育て世代を支える仕組み、また、子供と関わることで高齢者的心身が健康になる仕組みをつくることで、世代間の助け合いによる共助の地域づくりが可能になると考えますが、次の点について町長にお伺いいたします。

子育て世代が抱える不安やニーズについて、また高齢者が子供と関わること、社会貢献を通して期待される利点などに対して町はどのように把握しているでしょうか。

また、2件目、ファミリー・サポート・センター事業は、国においても地域共助の子育て支援策として制度化されております。本町でも導入を検討するはどうか、お伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、次にファミリー・サポート・センター事業の早期導入についてのご質問にお答えをいたします。

大和町における少子化・高齢化につきましては、出生率においては県内でも上位に位置しておりますが、少子化の傾向が進んでおります。出生者数につきましては、平成27年の315人をピークに年々減少しております、令和3年からは、年間200人を下

回っている状況であります。一方で、65歳以上の老人人口におきましては、年々増加してきている状況であります。また、世帯の状況につきましても、団地造成などにより、世帯数は増加しており、あわせて、核家族の割合も増えているところであります。

1要旨目の子育て世代が抱える不安やニーズについて、また、高齢者が子供と関わることや社会貢献を通して期待される利点などに対して、町はどのように把握しているかについては、子育て世代が抱える不安やニーズにつきましては、5年ごととなります。子ども・子育て支援事業計画策定の際に、未就学児や小学生の保護者を対象として、約2000世帯になりますけれども、住民アンケートを実施をして把握に努めているところであります。高齢者が子供と関わること、社会貢献を通じて期待されるものにつきましては、核家族化が進行する中で、子供が出会う大人も限られており、両親とは違う世代と触れ合い、関わりは子供の情操を豊かにするものと認識をしております。児童館事業の中では地域食堂で一緒に食事をしたり、グラウンドゴルフを教えてもらなながらプレーしたりと、高齢者の方々も児童との触れ合いは日常から離れた経験であり、楽しみにされているものと思います。

次に、2要旨目のファミリー・サポート・センター事業は、国においても地域共助の子育て支援策として制度化されております。本町でも導入を検討するのはどうかにつきましては、ファミリー・サポート・センター事業は、一般的には子育てが一段落した家庭が子育て中の世代を支援する仕組みとなっております。

平成27年度から始まった、地域子ども・子育て支援事業には、ファミリー・サポート・センター事業が位置づけられ、サービスを受けたい方、依頼会員の方と提供したい方、協力会員とを結びつける事業でございます。

ファミリー・サポート・センター事業は、協力会員の確保が必須となりますが、ボランティア団体の方々との情報交換の場で、事業の内容を説明させていただきましたが、なかなかハードルが高いというふうなイメージがありました。

しかしながら、吉岡まほろば地区及び杜の丘・しあわせの杜などの新興団地を有する大和町では、利用したい依頼会員は潜在的に存在するのではと考えております。協力会員になり得る、事業に興味のある方、ボランティア団体、社会福祉協議会などの関係機関と相談をしながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長(今野善行君)

佐野瑠津さん。

ファミリー・サポート・センターのことですけれども、昨年の一般質問でも取り上げさせていただいておりました。実は私が大和町に引っ越したときは、長男が2か月のときでして、そのすぐ後にまた2人目が生まれたもので、まだ上の子が1歳9か月とかですかね、2歳になる前だったんですけども、周りにちょっと助けてくれる方が親戚もいなかつたものですから、このファミリー・サポート・センターがないことにすごく残念な気持ちがあったのを覚えております。今は私自身はもう子供がちょっと大きくなってきて違うステージに入ってはいるんですけども、今赤ちゃん生まれた方々とちょっと話を聞いていますと、やはりちょっとしたときに預けたいんだけども預けれないっていう声ですとか、または2時間でもいいからちょっと美容院に行きたいとか、また上の子の行事があって、でも下の子を連れて行くと、上の子の行事にちゃんと参加できないんだとか、少しの時間でもいいからちょっと見てもらえると助かるなんだけれど、でも預け先がなくてねというふうに聞いております。

このファミリー・サポート・センター事業ということに対しては、様々な取組が各市町村で行われててはいるんですが、なぜか大和町では行われてこなかったということにすごい疑問点を持っておりまして、ぜひこれを取り入れるべきではないかなと考えているんですけども、先ほども町長のご答弁でもありました高齢者の方々も児童との触れ合いが楽しみにされてたり、すごく利点があるのではないかということでした。

内閣府の調べによりましても、高齢者の日常生活や地域社会への参加に関する調査において、生きがいを感じるっていうところにやっぱり社会活動に参加して生きがいを感じることができたっていうのが61.7%というふうに、この社会活動を通じた高齢者の方々の自己肯定感の高まりがあるということ、また健康寿命がやっぱり延びるっていうことが国に発表されているアンケートとか、また調べによても分かっているのでございます。

そうした中で、東京都の新宿区においてはイクジイといいまして、地域のおじいちゃんとかがこのファミリー・サポート・センターの事業を通して地域の子供たちを見る、放課後の子供たちで預かって2時間ぐらい、親御さんが帰ってくるまでの間預かって見ているっていう。週に1回その日があるんですけども、それを楽しみに、それを生きがいにしているというドキュメンタリーもあったんですけども、そういう取組がされていたり、また、ほかの三重県ですね、三重県津市っていうところでは、ソ

ムリエではなく、ソフリエっていうふうに認定してですね、高齢のおじいちゃん方も対象に子供たちを見るっていうふうに、おじいちゃんたちが知っている昔ながらの遊び方を子供たちに教えてあげたりとかそういう取組をしているということでした。

なので、町長この高齢者とまたこの子供たちの世代をつなぐという意味においても、町長この2要旨のところにも移ってしまうんですが、このファミリー・サポート・センター事業において、先ほどご答弁ではハードルが高いということがございましたが、どのようなハードルが考えられるのか、町長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの佐野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

昨年に続いての2度目の質問となって、いろいろ実は協力会員をどのように募っていくのかというのが1つ難しいところがあって、他市町村のいろいろ取組等々もいろいろ研究させていただいております。加えて、本町でもなり得る方をどうやって探そくかなという取組をさせていただいている中で、いろいろお声がけ、お声を伺う部分は、やはり年齢的に幼児の方を預かるのか、小学生の方を預かるのか、もう少し高学年の方を預かるのかっていうところで、実際になり得る方がまだ幼児だったら何となるんだけれど小学生となるとなかなかもう一緒に遊んだりしようと思つても、なかなか追いつかないよねとかですね。けがさせちゃったらどうしようとか、いろいろやっぱりそんな取組も懸念もあるやに伺っております。そういう中でそのハードルが高いと言っているところは、どちらかというと協力会員をどういうふうに募つていいのかっていう、その取組を検討実施していくハードルが高いところがあつて、人員的にも担当し得るであろう子ども家庭課も今現状どちらかというと、こども家庭庁ができた関係もあって、仕事量がかなり今増えている現状なかなかリソースが充てられなかった現状もあったものですから、今年の10月からも新たにいろいろ社会人経験枠の実は採用も今させていただくことでオーケーも出していまして、今後こういったファミリー・サポート・センター事業をどう立ち上げていくのかというところにも一部人員が避ける環境もつくれたなと思って今動いているところでありますので、より効果的な立ち上げができるのかというところ、これから具体に検討してまいりました

いというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

様々なハードルがあるということでしたけれども、まず私もいろいろそのような課題があるということは理解しております、ちょっといろいろと調べておりました。その自治体によっては委託する形を取って、必ずしも役場が間に入らずに、社会福祉協議会さんに入っていたり、児童クラブとかN P O民間団体さんに入っていたりとか、様々な一般法人の方に入っていただくとか、様々なやり方があるかと思います。人員が足りていないというところも本当に十分理解しておりますけれども、やはりどんな形でやっていけるかというところにおいては、例えば、けがに関しては保険がありますので、国が実施しているこのファミリー・サポート・センター事業では保険に入ることがもう義務づけられているんですね。なので、その点は安心できるということと、また、かつては家で預かるということだったんですが、今は児童センターでも預かることができたり、その広いスペースの中で安心できる環境の中で赤ちゃんとかまた幼児の方を預かることができたりですとか、また小学生の方に対しての遊び方、どう接したらいいかというところもむしろそれがいいきっかけになるのではないかと。今の子供たちやっぱりその遊び方が分からなくてゲームばっかりしてしまったり、または動画視聴ばっかりになっているところがよく見受けられますけれども、やはりそこに町民のお母様方、お父様方、おじいちゃん、おばあちゃん方が触れ合うことで、やはりその子供たちの心の成長にもつながってくるかと思います。

この今、大和町が抱えるまたご高齢者の方、そしてまた子育てにおける課題においても、やはり一番今必要なのは共助だと思うんです。もう十分に執行部の皆さんいろいろとしているんですけども、やっぱりそこでどうやって住民同士が助け合える仕組みづくりをしていくかというふうにしていかない限りは、もう手がいっぱい人が足りていないというのはもう十分に分かっている次第でございます。

なので、いかに住民同士がつながることができて、お互いの必要としているその助けを補い合うことができるかっていうその仕組みづくりをするのが一番大事だと思いますので、町長ぜひこのことを前向きに考えていただきたい次第でございます。

そして、ちょっとこれ聞いたんですけれども、町長に向けた手紙において、6年生までぜひ児童館ですね、今、小野小学校そして吉岡小学校、非常に児童数は多いですけれども、児童館に行けないという事情がございまして、私もよくいろんな子育て世代の方からちょっと見てもらえた助かるんだけれどなっていう声を聞いているんですね。なので、そこにおいても児童館を増やすということは難しいかもしれません、そこに住民に入っていただいて、おじいちゃん、おばあちゃんなり、また先輩のお父さん、お母さん、また私のような現役の子育て世代で見れるよっていう方々って結構いらっしゃいますので、その仕組みづくりをることで、様々な子育てにおける課題、また高齢者における課題が解決していくと考えますが、町長のことについても含めて最後ファミリー・サポート・センターの事業について所見をお伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初の答弁にもちょっと入れさせていただいておりますとおり、ファミリー・サポート・センターの運営なり立ち上げについては、役所で全てやる時代ではないっていうふうな思いもある中、事業にやっぱり興味のある方やボランティア団体でありますとか、あと社会福祉協議会等も交えながら、どういうふうな仕組みで立ち上げていったらしいのかなっていうのはまさに本当にこれから検討しなきゃないところであるなというふうな想いでありました。

加えて、児童館の運営のところも、確かにあの場所を使いながらファミリー・サポート・センターの実際に見る施設ということで広がればなというふうな想いもあるところではありますが、大規模校のところに関して言うとなかなか、もともとの施設の面積が足りなくて全部受け入れられない現状もあったりですとか、また一方で、小規模校の児童館、または放課後児童クラブには受け入れられる器はあるものの、なかなか実際にいらしていただけるお子さん、またはその足がないっていう課題もある中、全体のバランスどう取っていくのかっていうのは本当に担当課にも大きな視点で今検討する時期じゃないのかということで、今指示しておるところでありますので、今後ファミリー・サポート・センターというその名称またはこの事業のみならず、大きな視点で子育て支援、また児童生徒の学業の、より向上も含めてどういう形が一番成長

する過程としていいのか、いろいろ制約なしでこれから検討させたいというふうに思
います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

ぜひ前向きに検討していただけたらと思います。

3件目に移ります。

議 長 (今野善行君)

暫時休憩したいと思います。再開は2時20分とします。

午後2時10分 休憩

午後2時19分 再開

議 長 (今野善行君)

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

それでは、3件目に移らせていただきます。

大和町高等学校等通学応援事業の拡充を。

本町では、平成28年4月から公共交通の利用促進と子育て支援の充実を図るために、
大和町高等学校等通学応援事業が設けられ、一定の支援が行われております。しかし
ながら、助成金額等に関して現行制度では、経済的な負担軽減には不十分との声もご
ざいます。少子化や人口減少が今後進む中、通学にかかる経済的負担を軽減すること
は、教育の公平性を担保し、定住促進にもつながる重要な施策と考えます。

1要旨目、利用実績、対象者数、そして及び制度開始以降の評価をどのように分析
しているか。

2要旨目、助成内容の拡充策について、今後の検討条項状況を伺います。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、ちょっと本件にお答えをさせていただく前に、冒頭にありました特定技能外国人の協力確認書を出されている大和町内の企業数ですが、17社ほどございました。ということで、すみません、ご報告をさせていただきます。

それでは、次に、大和町高等学校等通学応援事業の拡充についてお答えをさせていただきます。

ご質問にもありますように、公共交通の利用促進と子育て支援の充実を図るため、平成28年4月本事業を開始をし、自宅からの通学手段として定期券を購入した費用から、1か月当たり1万円を超えた分の2分の1相当額、ただし、一月当たりの補助上限が1万円、これを助成をしております。

1要旨目の利用実績、対象者数及び制度開始以降の評価をどのように分析しているかについてお答えをいたします。

平成28年度の71人、179件、328万8,000円の補助から始まり、令和4年度以降は対象者が100人を超える、令和5年度では116人、363件、617万9,000円の補助となり、増加傾向にありました。

令和6年度につきましては、昨年10月からせんたいバスF R E E +制度が始まった影響もあり、人数は118人と増加をしたもの、318件、509万7,000円と件数並びに補助金額は若干減少に転じております。

このように100人を超える方に申請していただいており、目的とする公共交通機関の利用促進及び経済的負担軽減による、子育て支援の拡充に一定の役割を果たしてきたと評価をしております。

次に、2要旨目の助成内容の拡充策について、今後の検討状況を伺うについてお答えをいたします。

本事業について、経済的負担軽減には不十分との声もあるようですが、その一方で、この制度があって大変助かったという声も多くいただいております。

昨年9月定例会議においても、通学応援事業の見直しに関するご質問があり、せんたいバスF R E E +の影響や今後の申請件数を鑑みて事業展開や見直しの必要性を検討していく旨を答弁申し上げました。

昨年度途中から始まった制度であり、今年度からその影響や申請件数等が大きく変化していくものと考えております。このことから、現段階で具体的な検討までは至っておりませんが、今年度からは一部オンライン申請の受付を開始し、より申請しやすくなるなどの改善を行ってまいります。

また、この事業は学生のうちから公共交通を利用することで社会人となつても引き続き公共交通を利用する傾向が強いことから、公共交通の利用拡大をテーマとしている事業でもあります。義務教育事業として実施しております小中学生を対象とした、自家用車送迎等を対象とした遠距離通学補助制度との均衡を調整しながら、議論、検討を行う必要もあると考えております。

現在、申請状況等を鑑みながら、引き続き事業展開や見直しの必要性を検討しているところであります。

よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

先ほどのファミリー・サポートにちょっとつながってくるものなんですけれども、子育て支援ということをちょっと考えておりました。子育て支援って考えましても、ゼロ歳から18歳までを子育て支援っていうんですね。先ほどのファミリー・サポートですと、ゼロ歳から小学校6年生ぐらいまでですね。しかし中学生、高校生に向けた子育て支援って何だろうということをちょっと考えたときに、やはり学業の応援ですか、またこういう通学における補助とかが考えられるかと思います。

この件に関しては、過去にも同僚議員が何回か取上げておりますし、実際に私自身は周りでも、この拡充を求める声を聞いてはいるんですけども、町長のご答弁では実際にこの制度があつて大変助かったという声もあったということでございました。実際、県内でもこの通学補助に取り組んでるのは6市町村のみですとか、このことを大和町が率先してやっていることに対してはすばらしいなと考えてはいるんですけども、第3期大和町子ども・子育て支援事業計画がありますが、こちらちょっと見てますと、この子育て支援に関するアンケートが未就学児童のいる世帯、また小学生のいる世帯を対象にアンケート調査を行ったと書いてあります。

では、今まで本町は中学生、高校生の保護者向けに特化したアンケート調査など、

またニーズ調査などは行われてこられたのでしょうか。そのことをまずお伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの佐野議員のご質問にお答えしたいと思いますが、中高生の親御さんを持つ方にアンケートの実施はいたしておりません。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

アンケートをしていないということでございました。しかし、この中学生、高校生の世代を持つ親御さんも実は子育て支援を必要としている世代であります。そして本町にとっても大事な大事な世代なのでございます。こうした中で、やはりこの高等学校通学応援事業というところなんですが、今年大和町議会が議場ツアーや議会報告会を開催させていただいた際に座談会を開催したんです。そのときに上がってきました声の中には、やはり交通手段が課題であるという声がたくさん聞かれました。例えば、通学が不便であるとか、高校の通学が不便なので便を増やしてほしいとか、あるいは通学の交通費補助の充実、また高校通学の選択肢をもうちょっと増やしてほしいですとか、そのような声が上がっていたのでございます。

こうした中で、やはりこの高校生、中学生を応援することは本町の将来を担っている宝であるこの中学生、高校生たちにとって、私たちにとってもすごく投資という意味でもすごく大事な視点だと思っております。

あと、第五次総合計画の移住定住のための条件というところのページを見ますと、定住するための、また移住するための条件として、通勤や通学の利便性が高いかどうかは大きな視点であるという、大きな項目が3項目あります。そのうちの1つが通勤通学の利便性が高いかどうか、そして公共交通機関が充実しているかどうかということが大きな理由となっているということが分かっているわけでございます。

そうした中で、やっぱり定住してもらう、中学生、高校生のお子さんがいる方々にも定住してもらうために、この高等学校の通学応援事業を拡充するべきと考えますけれども、町長もう一度このことに関してのお考えをお伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、佐野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

おっしゃるとおり、18歳未満の高校生も含めた子育て支援には十分に注力してまいりたいなというふうな思いがある中、聞いてみるといろんなお話が出てきておるのは、まず私立の高校に通われる方のバスをどうする、学校で手配されているバス代等をどうするんだとか、あと加えて、中高一貫校の公立高校も増えてきている中、義務教育の中学校の一貫校に入ったんだけれども、そこでの定期券の購入なりに何か補助がないのかとか、あとそのほか、冒頭の回答でもお話しさせていただいたとおり、公共交通機関を使える方への補助はあるものの、そもそも交通公共機関を使えずに家族の送迎をどうしてもしなきゃない方とのバランス等々、全体をどう取るのというところが一つの課題として浮き上がってきています。

仙台市側がせんだいバス F R E E +、これを導入したことによって町の負担が減つてきている中、全体を見てどういう形での支援がいいのかというところはまさに今、検討させていただいている途中でありますので、いろんな状況をとらまえながら、鑑みながら、新たな支援策もこれから検討していくみたいというふうに思うところであります。おっしゃるとおり本当にこの若者応援、これはしていきたいなというふうな思いがある中で、今年というところでいくとスポーツや音楽、何でもいいんですが、何か東北大会、全国大会に出場される方をご家庭の事情でお金がないから行けないとかっていうことがないよう、幾らかでも応援をしたいなというところで、そういう応援を今年ちょっと拡充をさせていただいているところです。交通の補助というところは、これからこの課題であるなというところで、全体を見ながらどういう形が一番実態に即した応援になるのか検討していきたいというふうに思いますが、まずもって、今年第五次総合計画の見直しのタイミングでもある中、公共交通機関の充実を望む声が多くございましたので、そういう中が、計画が五次総計に入っていけば様々な事業を展開できる基礎が出来上がっていくんだろうと思いますので、そこ

とのバランスも見ながら、全体の公共交通の充実も図ることも含めて検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

いろんな方法を考えていただいているということで、スポーツ、音楽、文化芸能、そこにも応援していくということですばらしいと思います。しかしやっぱりこの通学、この交通の便というところはやっぱり本町の課題の一つではあると思いますので、ぜひ高校生の方々、また先ほど町長おっしゃったとおり中高一貫校に行かれる方にも補助の対象を広げるという意味でも、それもぜひ検討していただきたい点でございます。

そして一つの例としてなんですかけれど、これは提案なんですかけれども、鳥取市、鳥取市の子育て支援というものがございまして、鳥取市の子育て支援は結婚から妊娠、出産、子育てに至るまで、大きな幅広い視点からの支援というものを行っております。その中の一つに高校生の通学費補助があるんですけれども、7,000円を超える場合、月額7,000を超える場合は超えた額を補助するということを行っているそうです。なので今、大和町ですと1万円を超えた額の中からのまたさらに半分をということですね。なので、大和町として中学生、高校生を応援してますという意味でも、やはりそこはもう投資するという、将来の子供たちのために投資するという意味でも、そこ拡充を考えるべきではないかと考えております。

そしてまたもう一つは提案なんですかけれども、ただ投資するだけではやはり財政的な面でもいろいろ考えなければいけないところがあると思いますので、例えば高校生のボランティアという形で先ほどの住民同士で助け合うというところの話がありましたが、この交通費の補助をしますよという対象者を例えば高校生ボランティアに例えればそういうのをつくって地域住民の助けをした人、また社会貢献をした人には、さらに拡充しますよとか、もちろん創造的にいろんな拡充を考えることもできるかと思いますが、町長最後にもう一度ご答弁をお願いいたします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

鳥取の事例も参考とさせていただきたいというふうに思いますが、まず大和町のこの事業も県内で見ると比較的充実した内容であるというところもご理解をいただきながら、やはり一旦始めた補助を途中でやめるっていうのはなかなか難しい中、ここ数年財政的なところ、決して楽な運営ではない現状もありますので、安定した財源を見つけながらどういう形がより若者の、そしてその若者を持たれる親御さんへの支援になるのかっていうところはこれから検討してまいりたいと思います。

また、2つの課題を同時にボランティアの実施した方っていうお話をありました、2つの課題を一度に解決できる策としてそういう考え方もあるのかなというふうに伺いました。ここはどういう方法があるのか、どういう在り方がいいのか、継続的にどうやったらできるのかっていう視点を忘れることなく今後の課題として検討ていきたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

はい。

2 番 (佐野瑠津君)

では、これで終わります。

議 長 (今野善行君)

以上で佐野瑠津さんの一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。1番本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

それでは、本日最後的一般質問ということで、私のほうからは1件質問をさせていただきます。

ひだまりの丘改修と機能強化の考えは。

大和町保健福祉総合センターひだまりの丘は、平成11年に使用が開始され約25年が経過し、現在、長寿命化計画の中で計画改修工事が予定をされております。建設当時

は先進的な建物でしたが、現代の利用実態に照らすと、使い勝手や機能面で課題があると考えております。

同施設には社会福祉協議会をはじめ、多くの事業所が入居しており、各種検診などの際には大変混雑し、駐車も困難な状況が生じております。

また、災害時には避難所としての機能も担う重要な施設であることから、安全性や利便性、災害対応力様々な観点からの将来的に見直しが必要であると考えますが、以下について町長のお考えをお伺いします。

1 要旨、改修工事を行うに当たり、現状の課題と問題点をどのように把握しているか。

2 要旨、福祉施設の拠点として、現状で十分機能を果たしているか。

3 要旨、館内のみならず敷地全体を含めた本施設の将来像をどのように描いているか。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、本田昭彦議員のひだまりの丘改修と機能強化の考えはについてお答えをいたします。

保健福祉総合センターひだまりの丘は、町民の健康増進と高齢者、障害者、児童の福祉向上と、保健・福祉の連携を図る拠点施設として、平成11年4月に供用開始いたしましたが、多様な機能を有する施設として、子供から高齢者まで広く町民に親しまれている施設となっております。

初めに、1要旨の改修工事を行うに当たり、現状の課題や問題点をどのように把握しているかについての質問にお答えをいたします。

ひだまりの丘は、築後25年が経過していることから、長寿命化計画に基づき計画改修を行うこととしており、今年12月に実施設計が完了予定となっております。本件につきましては、令和7年2月19日の社会文教常任委員会に報告しており、工事の内容と見通しが整いましたら改めて説明をすることとしておりますが、改修の基本事項といたしまして、屋根、外壁、木製窓枠の一部交換も含みますが、それに加えて空調設備、照明器具のLED化、倉庫屋根、倉庫外壁となっております。

その改修を行いうに当たっての課題として、老朽度と必要性が高い給排水・給湯設備

の更新、屋内トイレの洋式化も追加し、改修を予定しております。

なお、外構工事は計画改修の対象としておりませんが、令和6年度当初から現場を毎月定期的に点検をし、不具合がありました場内の段差、特に敷地内道路と側溝の境と建物外周のインターロッキングの凹凸につきましては、今年5月の町の総合健診前に主要部分を暫定的に補修いたしました。

続きまして、2要旨目の福祉施設の拠点として、現状で十分機能を果たしているかについてお答えいたします。

現在の施設は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、デイサービスセンター、児童館、放課後児童クラブ、児童支援センター、地域活動支援センター、工房ななつもりの機能を有しておりますが、シルバー人材センターや障害福祉施設につきましては町内に分散配置となっておりますので、今後さらなる高齢化社会や将来展望を見据えた対応といたしまして、ひだまりの丘に移設し、福祉機能の集約化、強化を図り利便性の高い住環境整備を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、ひだまりの丘の施設内に全ての機能を集約するのは物理的に困難な状況であるので、施設内の各事業所及び関係課と協議しながら調整を図ってまいります。また、町の総合健診の際は一日当たり多いときで約450人が来場しますので、駐車場の広さも十分とは言えない状況でございます。

次に、防災機能についてですが、ひだまりの丘は吉岡市街地の中心部に位置し、地震や洪水等の災害にも強靭な場所と認識しております。地域防災計画の中では、高齢者や障害者等の要配慮者が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所として指定しております。東日本大震災の際は、約640人の避難者が来場しましたが、町と社会福祉協議会が中心となり、デイサービスセンターや消防団等の協力をいただきながら避難所運営をいたしました。

発災後、町民研修センターは建物の安全確認が取れない理由から避難所開設ができなかったので、ひだまりの丘で一部一般避難者の受入れも行ったことなどから、引き続き町の防災拠点の一つとして役割を果たしていくものと認識しております。

次に、3要旨目の管内のみならず敷地全体を含めた本施設の将来像をどのように描いているのかについてお答えをいたします。

前述のとおり、今後ますます需要が増大することが予想される高齢者福祉需要や異常気象による災害等の防災機能の集約場所として、ひだまりの丘は最適地の一つと考えております。現在のひだまりの丘の敷地面積は、都市計画公園である館下公園の約5,753平米を除く、約1万1,262平米が有効に利用できる面積でもあります、議員ご

指摘のとおり、各種健診等の際は一般利用者の駐車場が約70台と手狭感があることから駐車が困難となり、利用者皆様にご不便をおかけしている事実もございます。

また、既存のひだまりの丘の建物だけでは福祉機能の集約は困難と考えており、新設及び増設並びに駐車場不足の解消等の目的で、隣接の用地を取得できないか、現在、庁内で組織をする吉岡地区公共施設新設・再編・再配置等検討委員会で検討を行っている状況であり、早急に結論を出す必要があると考えているところでございます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

ご答弁をいただきまして再質問をさせていただきます。

まず一つ確認といいますか、ご答弁の中にもありましたけれども、保健福祉部、連携を図る拠点ということで、社会福祉の拠点、大和町の拠点という位置づけでよろしいのか確認をさせていただきます。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、福祉避難所としての拠点であるという認識でおります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

いろいろな拠点というのはあると思います。行政の拠点はここ庁舎でありますし、スポーツ、文化だったらまほろばホールだったり、総合体育館というところで、やっぱりこういう社会福祉の拠点ということでひだまりの丘というところがあつてあるん

だろう、位置づけされているんだろうというふうに思います。

1要旨の質問の計画改修を行っていく、今実施設計に入って年内ぐらいにはまとまるというお話でありますけれども、この現状、やっぱりこの回答の中にもあったように大分多くの事業所が入っていて、なかなか窮屈な感じがしております。その辺でこの改修工事を進めていく中で、いろいろと中で調整、日程調整等々やって工事の中身的に屋根は別に屋根、外壁とかそういったところは大丈夫だというふうに思いますけれども、空調設備だったり電気工事となると、なかなかこの中にしている事業所業務に支障を来すんではないのかなというふうに思っております。そこで思ったよりも調整はしたんだけれども時間がかかるとか、時間がかかるればやっぱり経費もまた積み増しというか、増えていくんじゃないのかなというふうに危惧しておりますが、その辺について現段階の考え方で結構でございますので、その辺の考えがあつたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

ただいまの本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、施設内にいろんな組織が詰め込み過ぎじゃないかというところ、ちょっとご指摘のとおりのところもあって、今再編の計画の中でいろんな議論をさせていただいております。改修工事に当たりましては、一旦、今のキュービクルを丸々PASを切って落としての工事になる見込みでおりまして、仮設の電源を引っ張って工事を並行してやっていく予定でおります。そうした場合に、今全施設が利用されたままではとても通常の充電施設ではなかなか難しいという現状もありますし、いながら工事を幾らかでも実質的に長くからずに進めるためにも、一部の施設にはほかのところに移っていただいての工事というところも検討しておるところであります。具体的にどういうスケジュールでどこをどう直していくのかっていうのはまさに今、実施工事を設計中であります。また別途そこはご提示をさせていただきたいと思いますが、ながら工事で影響が幾らでも少なくなるよう、ある機能をどこかに移設をしてというような考え方をひとつ今持つて準備をしてまいりたいというふうに思っておる次第であります。

以上であります。

議長 (今野善行君)

本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

そういうスケジュールといいますか、ありますけれども、いろいろその事業所ありますけれども、もう一つお食事どころもございまして、これ民間というか、営業してるところでもありますから、そういったところに影響も、あそこちょっとどこで営業を休んでくださいというと、なかなかその辺も補償問題にもなってきてしまわないかなというふうに思っておりますが、その辺についてもいろいろと検討していただければなというふうに思っておりますし、以前、児童館のほうはトイレとか改修はやったかに記憶しておりますが、回答の中にも入り口の段差と、応急的に補修をしましたよということでありましたけれども、補修はしたんだけれども仮補修なのでやっぱりどうしてもまた不具合が出てきているというふうに聞いておりますし、その辺についてトイレも先ほど言ったように改修はしたんだけれど、またすぐにちょっと不具合が出たというようなお話もお聞きしました。やっぱり何か日曜大工で直すようなそんな、こう言ったら失礼ですけれども、そういう感覚じゃなくてやっぱりきちんと修正でじっくりと検討して、これからのお話になると思いますけれども、そういったところもしっかりと対応していっていただければなというふうに思います。

工事期間として、来年度ぐらいから始まって、予定ですと2年ぐらい、7年から8年でしたか。7年の10月から8年の3月ぐらいの工事期間すぐできるもんじゃないですでの、その辺についてもしっかりと打合せをしながら工事に入っていただければなというふうに思います。

それで、あと2要旨に入りたいと思いますけれども、拠点として十分機能を果たしているのかというふうなお話をさせていただきましたけれども、先ほど、避難所というところもあって同僚議員のお話にも、質問の中にもありましたけれども、震災の際は避難所になりました。本来、あの辺の住民の方々は研修センターに行くんですねけれども、研修センターの入り口のドア破損して入れなくなったといったところで急遽ひだまりになったと記憶しておりますが、最初は、まほろばホールのほうに行くんですけれども、まほろばホールのほうもいっぱいになって、あちらに回ってくださいということで、ひだまりのほうに回ってきたというところがあったかと思います。当然、福祉の避難所ということありますから、そういった方々が優先なん

ですけれども、何十人、何百人と来るとなかなか優先される人が優先されなくなってしまうというところがあったように思います。なおかつ停電、補助電源はありましたけれどもすぐ動かなくなりました。ディーゼルエンジンの発電機でしたかね。水もくめないでトイレも流せないというような状況もあって、当時ちょうど温浴施設があつて、その水をくんで流したというようなところもあったので、なかなか1回集まってきた避難者の方々に出ていってくださいとは言えないので、その辺のそういう目的の避難所であるということを町民の皆様に認識してもらわないと、あそこに行けばいいんだというふうなところもありますので、その辺についての周知の徹底というのも必要、分かっているとは、地元の区長さんとかその辺の区長、対象地域の方々の区長さんであれば分かっているかと思いますけれども、一旦集まってきた町民の方々を帰すというのはなかなか難しいと思いますので、その辺の誘導の仕方も役場としての指導といいますか、の在り方もお願いしたいなと思いますので、その辺の認識、これからどうやって町民の方々にお知らせをしていくのかなというところのお考えでもあれば、町長ちょっとご意見をお聞かせいただければなと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。まず東日本大震災の際の避難所運営におきましては、本田議員にも消防団の幹部としていろいろ避難所運営にご尽力いただいたということでお話を伺ってございます。加えて、健診等でなかなか手狭で車が止められないときに、ご自宅のほうに職員の車を置かせていただいたり等をいろいろご理解ご協力いただいておるというふうに担当課からも報告を受けているところでありますけれども、福祉避難所としての周知というところにつきましては、ご指摘ありましたとおり、より多くの方に介護なり障害をお持ちの方々を優先的にお受けする避難所なんだっていうのを、いろんな冊子等を作る際にも明記をさせていただいたりでありますとか、あと大分掲示物等々も古くなつてもきてございますので、そういういった設備の改修に合わせて、よりそういった点が理解いただけるような周知も考えていくみたいだというふうに思ってございます。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

現状で機能的に十分なのかというところでいろいろ、これを言うといろんな、切りがない話になってあれも欲しいこれも欲しいという話になると、もう切りがなくなってしまいますけれども、やっぱり避難所等々、あるいは災害時のボランティアの方々、水害の際も本町にも大分多くのボランティアの方々が来ていただいて手助けをしていただいたというところもあったと思いますが、そういった方々に、これはまだ先の話でありますけれども、汗かいたところの、汗かいて作業してもらった方々にちょっと簡易的なシャワーとかそういったところも使えるような、立派なやつじゃ、立派なやつというか、当然プライベートは守んなきやないんですけども、そういうシャワーだけでも使えるような、これから大規模改修等々に移った場合はそういったところもあってもいいのかなというふうに私はそう思っているので、要望的なことになりますけれども、そういったところもありますし、あそこの敷地面積1町5反ぐらいあるんですが、3分の1が公園でありますし、いろいろ都市公園の要件いろいろあるのかちょっと詳しいことは分かりませんが、あの辺の公園の再整備もして、いろいろなほかの施設も利用できるような、併用できるような、下に駐車場で上に何か遊具とか、そんなそういう、例えばそういったようなところも、そういう拠点としての施設にしていく場合には、そういったところもあってもいいのかなというふうに思っております。

今日9月1日は防災の日でありますね。関東大震災があってということで、そういうところも避難所、福祉の拠点というところで、そういったところも兼ねる施設でありますので、その辺も十分に考慮をしていただいて、この工事改修、機能の充実というところに目を向けていただけたらなというふうに思います。

あと、先ほど言った公園の部分でありますけれども、大分樹木も育って見通しの悪いところが大分ございますし、当然児童館もありますから子供たちが天気のいい日は外で遊んでいるときもあります。低い木の間から飛び出したりとか、そういったところもありますし、見えなくなるっていうところの安全の確保といいますか、やっぱり人目につかないところがあると、なかなかこれは安全上、今不審者等々もたまに出たりしますので、そういったところの見晴らしの、見通しの、見やすい安全な場所を確保もそういった公園整備の中でこれから考えていくだけたらなという

ふうに、これも要望的なことになりますけれども、お願ひできればなというふうに思います。

それから3要旨目に入らさせていただきますけれども、あの辺の今言ったような限られた敷地でありますけれども、ご回答にもありました拡張できないかと検討をしているというようなところであります。その辺について、これちょうどいいっていうのもあれなんですかね。すぐ西側、北に、北西側に民間の、民間というか民地がありますから、そことの取得できないかというふうに検討していこうというご回答だったと思いますけれども、その辺について具体的にはこれからなのかもしれません。その辺についての考えをもう少し詳しくお話をいただけたらなというふうに思います。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

それでは、本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回の改修でありますけれども、基本的には機能回復の改修であります。向上できればいいわけでもあるかも分かりませんが、まずは機能回復を優先に進めてまいりたいというふうに思うところであります。

加えて、周辺の公園の多分土留めに使っている枕木関係が腐っているとかというところのご懸念もおありであったのかなというふうに思いますが、そういったところの懸念事項の払拭にもつながるような内容で検討してまいりたいなというふうに思うところでございます。

あと西側の民有地を思い切って手狭で、広げる検討もしてはということでお話をいただいたというふうに思いますけれども、まずは、どういう機能をどれだけあそこのところに集めるんだっていうところが、まずそこがありきなんだと思いますので、まず、吉岡地区の公共施設新設・再編・再設置の検討委員会の中で、各課横断的にいろんな機能をどうしていくのだっていう議論を深め、足らない場合には、その用地の購入も一つの検討の材料となるのか含め、担当課の率直な意見をまずは求めながら、必要なものが何なのかというところを整理をして進めてまいりたいというふうに思います。

以上になります。

議 長 (今野善行君)

本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

何でもいいから買えっておけ、まとめておけっていうわけではないのであります、いろいろ先月、先々月になりますか、住民懇談会等々で町長もお話していたように、いろいろな施設があちこちにあって集約していくんだと。当然、そういったところの方向性をやっぱり拠点となるところに集めるのであれば、やっぱり執行部のほうでも、町民のほうでもやっぱりそこでいろいろなことが済ませられるというのは一番なところでありますから、それこそ今町長が言ったように、どういうものが、どういうものを置かなきやないのか、ここに集めたらいいのか、その辺をもう早急に検討していただいて、なかなか土地は吉岡地区あたりは空いているとすぐ不動産屋さん来ていろいろな集合住宅だったりいろんな、それが駄目だって言っているわけじゃないですけれども、せっかくの場所、どこかには集約せざるを得なくなっていくんだと思うんです。これからあちこちに置いておくよりは。そうしたときに、集めたときにやっぱり狭いですねっていうことになると、それで上にしか伸ばせねえかっていう話になったときに、もっとすごい建設費がかかつたりとかするのかなって思うんですよ。やっぱり将来を見据えてというのは近い将来の話で、もう10年、20年、30年先の話じゃなくて、もう多分すぐそこに見えている、町長にも見えていると思いますけれども、その辺の近い将来を見据えて、集約するのは何を集めのか、集約するかっていうのはもう分かっていると私は思うんですね。だから集約する段階で、なくしてからこっちにというわけじゃない、はできないので、こっちに集約したらそっちを処分するというふうにしていかないとできないというふうに思うんですよ。なくしてからこっちにっていうわけではない、できないと思いますので、やっぱりその辺の期間はやっぱり仕方ないというふうに思ってますので、どこに集めるんだというのをはっきりと町長の考えで進めていっていただいて、ここは必要だというところをきちんとリーダーシップ取っていただいて進めてもらえばなというふうに思います。

さっき言ったように、あまり時間がたつと予期せぬ、それこそ開発になって家建つたりとかといって、いざ役場で庁舎としてこの拠点として整備しようと思ったときに場所がないと整備ができないっていう話になると、じゃあまたそれをそっくりどこかに持っていくかっていう話に。そんなことになってしまふんじゃないのかなというふ

うに思いますので、先々見据えていただいて検討、じっくり検討するというのは悪いことではないと思いますけれども、この辺も早め早めでその辺の答えを出して、プランを立てて進んでいっていただけたらなというふうに思いますが、その辺についてもう一度ご意見をお聞かせください。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

建設的なご意見、まずもって大変ありがとうございます。将来的な負担にならないよう、やるべきときはやっぱりやんなきやないだろうなというふうに思います。今の検討委員会で検討している内容を年度内に取りまとめを行いまして、方向づけをして、先を見据えて今後の準備をしていきたいなというふうに思いますので、様々これからも、もちろん議会の議決事件になるべきなり得る話になってくるだろうというふうに思いますので、その際には誠意をもって説明をさせていただきたいというふうに思いますが、ぜひともまたお力添えをいただければというふうに思います。年度内には方向性を決めてまいりたいと思います。

よろしくお願ひします。

議 長 (今野善行君)

本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

年度内には方向性、いい方向に向かえば、悪い方向には向かないと思いますけれども、いい方向に向かえばいいかなというふうに思ってございます。しっかりと将来設計プランを立てて、これからやっぱりこういう福祉というのは高齢化に伴って役割は大きくなっていく一方だというふうに思いますので、その拠点がしっかりとといないと町民の皆さんも不安になるところもあるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺についてもしっかりと検討していただきいい方向に、何でもかんでも、町長のリーダーシップはありますけれども、後から悪口されないように、悪口言われないように、何だあいつとかって言われることのないように、しっかりと計画を

立てて、プランを立てて臨んでいただきいて、よりいいこれからのお社会福祉に貢献とい
いますか、しっかりと体制を整えていただきたいというふうに思います。

この辺いろいろ何か言いたいことはあったと思ったんですが、この回答書を見たと
き、ううん、そうだなって、ちょっとそのとおりよろしくお願ひしますと言うだけ
もよかったですかなというふうに思っていました。

これに向かってよろしくお願ひをいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長 (今野善行君)

以上で本田昭彦君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後3時16分 延会